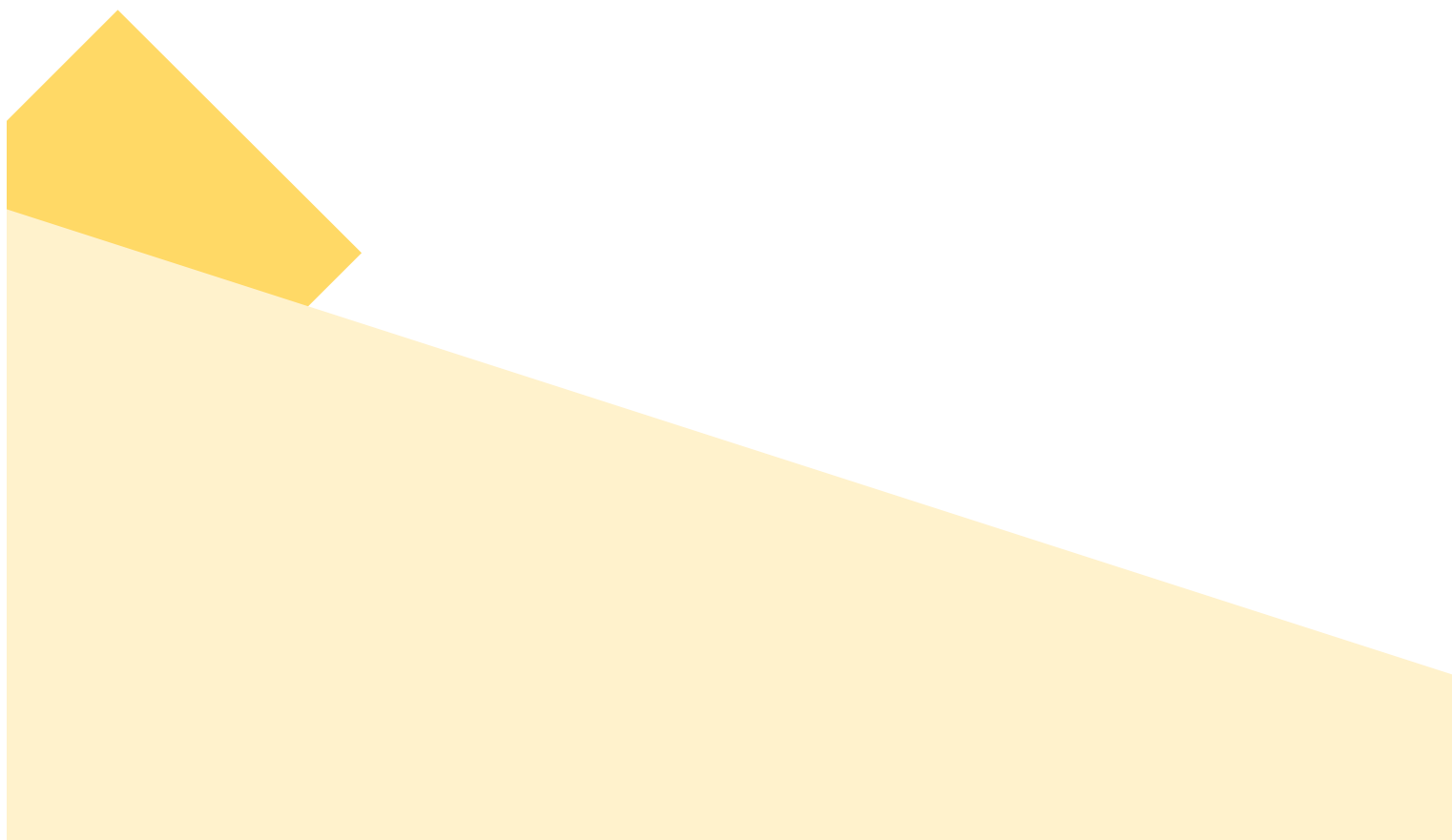




令和4年度（令和3年度実績）

新城市環境報告書



1. 環境基本計画と環境ビジョン

1 第2次新城市環境基本計画と新城市環境行動計画

本市では、令和2年(2020年)3月、時代の変化に対応する新たな環境ビジョンを定めた「第2次新城市環境基本計画」を策定しました。また、令和3年(2021年)3月には、「第2次新城市環境基本計画」の環境ビジョンを実現するための市民、事業者、市の具体的な行動や目標を定める「新城市環境行動計画」を策定しました。

2 計画の期間

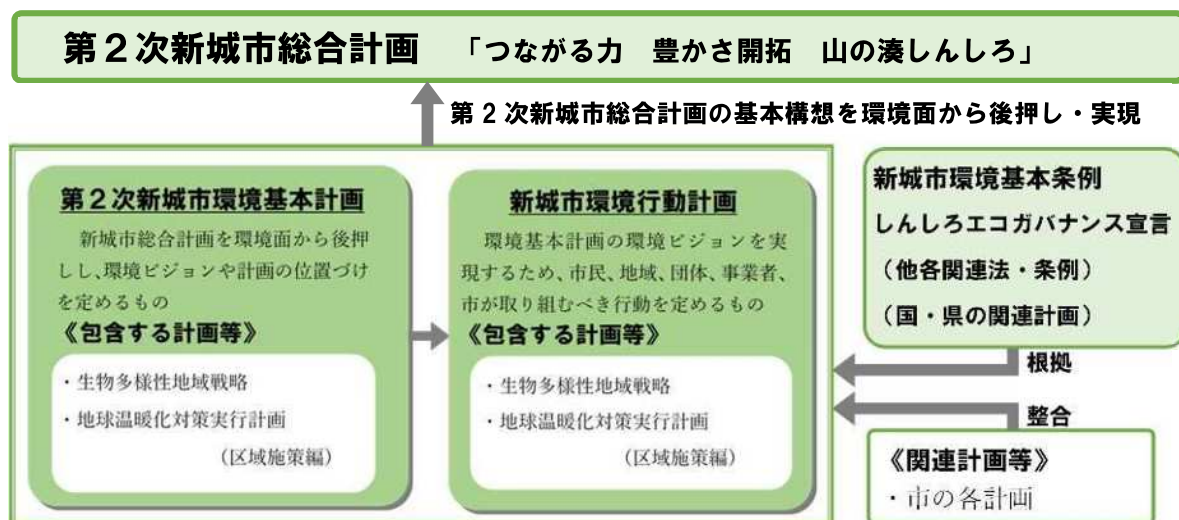
第2次新城市環境基本計画と新城市環境行動計画の対象期間(目標年度)は、令和13年度(2031年)までとなります。

年度	H20 2008	H25 2013	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
総合計画	第1次 策定		第2次 策定	← 計画期間 →												第3次 策定(予定)	
新城市 環境基本計画	第1次 策定		第2次 策定	← 計画期間 →												第3次 策定(予定)	
新城市 環境行動計画		第1次 策定		第2次 策定	← 計画期間 →												第3次 策定(予定)

3 計画の位置づけ

第2次新城市環境基本計画は、第2次新城市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向け、環境ビジョンや計画の位置づけを定めました。

新城市環境行動計画は、環境ビジョンを実現するため、市民、事業者、市が取り組むべき具体的な目標や行動について定め、第2次新城市環境基本計画を推進します。



4 計画の進行管理

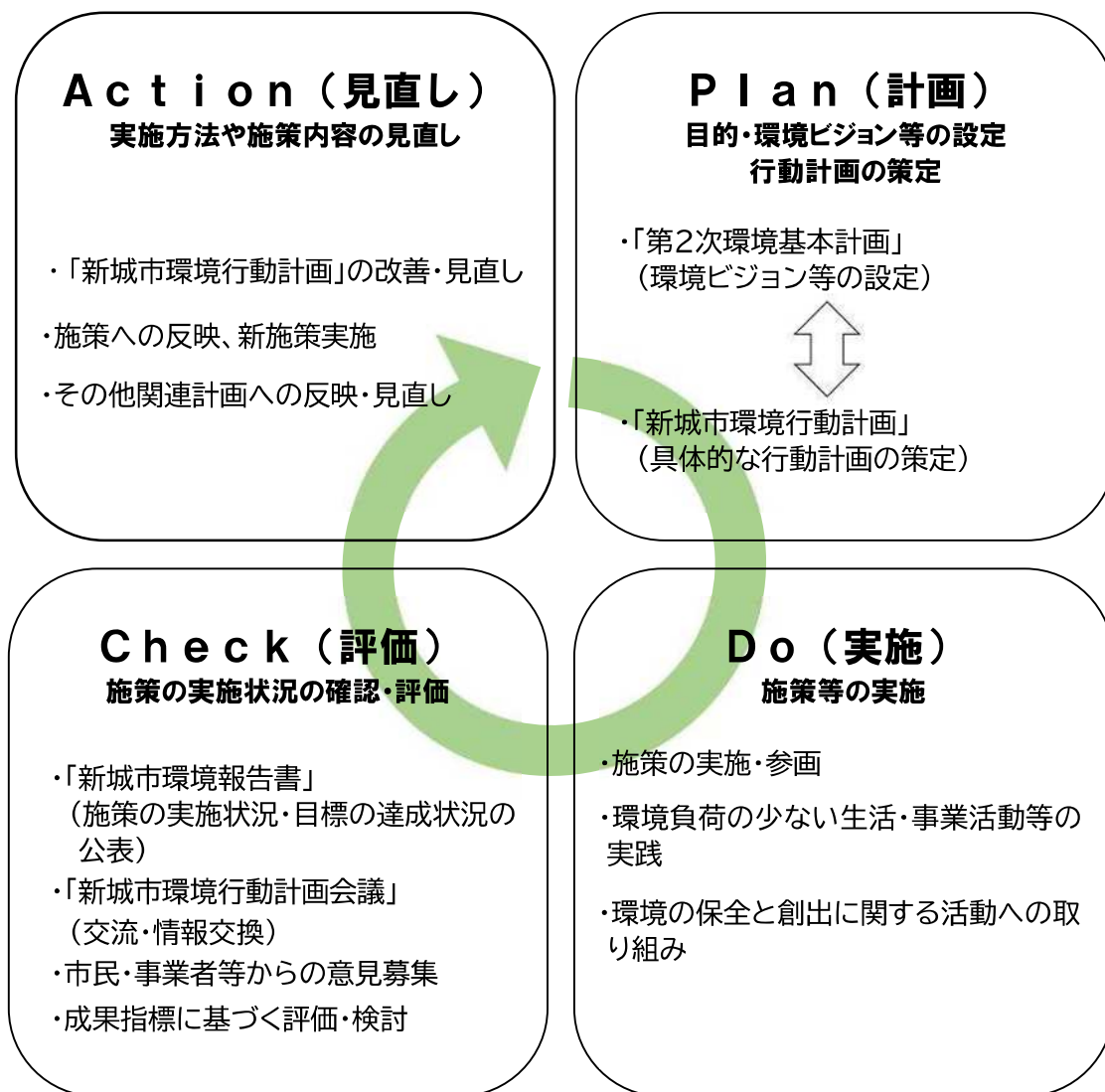
第2次新城市環境基本計画で掲げた環境ビジョンを着実に実現するため、「計画(Plan)」、「実施(Do)」、「評価(Check)」、「見直し(Action)」のPDCAサイクルにより、環境ビジョンの達成状況や施策の実施状況を評価し、改善点を施策等に反映します。

施策の実施状況や目標の達成状況については、「新城市環境報告書」において毎年公表します。

また、市民、事業者、市が参加する場を創出し、参加者同士の交流・情報交換を行うとともに、市民、事業者等からの意見の募集を行います。

これらをもとに、「新城市環境行動計画」において設定する成果指標に基づき、検証・評価を行います。

検証・評価の結果は、「新城市環境行動計画」、施策及びその他関連計画の改善・見直しに反映させます。



5 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)

平成 27 年(2015 年)9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標(SDGs)として 17 のゴール及び 169 のターゲットが提示されています。

SDGsの根幹にある「持続可能な開発」とは、「将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす」ことをいいます。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダでは、持続可能な開発を、「経済、社会及び環境というその三つの側面において、バランスがとれ、統合された形で達成すること」としています。

本計画ではそれぞれの主体が環境行動に取り組むことで SDGs の 17 のゴールの達成にも資するものとなっています。SDGsの17の目標の詳細は第2次新城市環境基本計画資料編をご覧ください。



6 わたしたちの環境ビジョン

本市の掲げる目指すまちの将来像の実現に向け、第2次新城市環境基本計画では5つの「わたしたちの環境ビジョン」を設定しています

目指すまちの将来像：つながる力 豊かさ開拓 山の楽しんしろ

	大分類	中分類	小分類	新城市生物多様性地域戦略
環境ビジョン1	多様な生態系と共存するまち	豊かな生物多様性を育む 自然環境の保全・活用	豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・維持・再生	豊かな生物多様性を育む自然環境の把握 豊かな生物多様性を育む自然環境の保全 豊かな生物多様性を育む自然環境の再生
			豊かな自然を地域資源として活用	豊かな生物多様性を育む自然環境を地域資源として活用 豊かな生物多様性を育む自然環境を地球温暖化から守る
		自然に親しむ	自然を活かしたまちなみ景観・ふれあいの場づくり	自然を活かしたまちなみ景観づくり 自然を活かしたふれあいの場所づくり
			自然に親しむ心の醸成	自然にふれあい学びます 自然に親しむ心の醸成 自然に親しむ団体の活性化を図ります
環境ビジョン2	低炭素なまち	エネルギー自治	省エネルギー行動の推進	
			再生可能エネルギー導入の推進	
			エネルギー自治の推進	
		環境にやさしい交通行動	公共交通機関の利用推進	
			歩行と自転車利用の推進	
			環境に配慮した自動車利用	
		気候変動への適応策	気候変動への適応策の推進	
		森林吸収源対策	森林の適切な維持管理 地域材の利用促進	
環境ビジョン3	ものが循環するまち	ごみの減量	3Rの推進	
			食品ロスの削減	
			もったいない意識の普及啓発活動	
			ごみ分別・収集・処理体制の整備	
		持続可能な消費行動	環境・人・社会・地域に配慮した消費行動	
環境ビジョン4	安全・安心・快適なまち	健全な水環境	健全な水循環の構築・強化	
		災害対策	自然災害への対応	
			地域自主防災の意識の醸成	
		公害等の未然防止	公害を未然に防ぐ体制強化と連携	
		防犯対策	犯罪を未然に防ぐ環境・体制づくり 空き家対策の推進	
		地産地消	地産地消の推進	
		歴史文化の保全・整備・活用	史跡、名勝、天然記念物や建造物の保全・整備	
			歴史文化の活用	
環境ビジョン5	みんなで取り組むまち	環境人材の育成 (市民、職員)	市民の人材育成：環境活動リーダーの育成	
			市民の人材育成：活躍の場づくり	
			職員の人材育成：職員研修の実施	
			職員の人材育成：行動計画と進行管理	
		パートナーシップの強化	庁内連携の強化	
			環境活動の支援	
			市民、事業者、市、他自治体、NPO、NGOなどの連携	
		環境教育の実施	環境教育の拠点の活用	
			環境教育・体験学習の実施	
			環境教育体制の整備	
			環境情報の提供	

2. 5つのわたしたちの環境ビジョンの進捗状況

新城市環境行動計画で定めた環境行動の実施状況を把握するため、環境報告書では年次の取り組み状況を取りまとめます。また、令和13年度（2031年）を目標とする各指標について把握可能なものは最新の数値を示します。

環境行動に関係する主な施策を報告するとともに、環境ビジョンの実現に向け取り組んでいた行動や施策については一部トピック的に紹介します。

●環境行動の取組状況

実施⇒環境行動に即した事業、施策を実施し、環境ビジョンの実現に取り組んでいます。

一部実施⇒一部の環境行動に即した事業、施策を実施し、環境ビジョンの実現に取り組んでいます。実施していない側面については今後その事業や施策を検討していきます。

未実施⇒現時点で環境行動に即した事業、施策を実施していません。実施に向けた事業や施策の検討をすすめ環境ビジョンの実現を目指します。

完了⇒環境ビジョンが実現に向けた事業、施策が完了しました。

●指標の今年度の進捗状況

令和3年度（2021年度）時点の各指標の数値を記載します。令和3年度時点の指標が確認できないものは最新の数値を記載します。また、最新の数値が把握できないものについては基準年を最新としています。

指標名	基準年の数値	最新の数値	目標
自然環境モニタリング調査の実施回数	1回／年	1回／年	↗

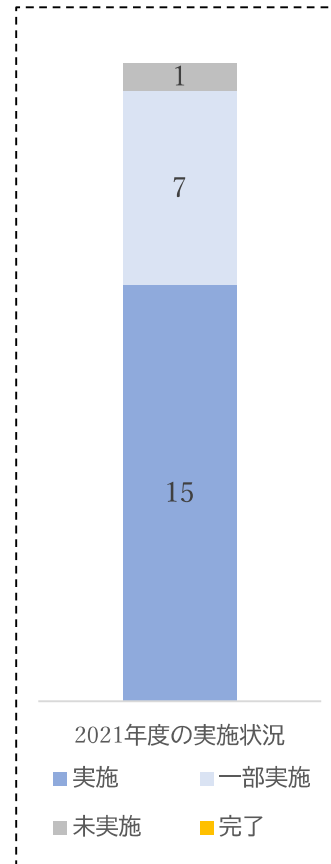
市が取り組む施策の指標です。数値目標ではなく現状からの「拡大（↗）」「維持（→）」「削減（↘）」を令和13年度（2031年）の目標とします。
※目標は他の計画等で明確な数値目標のあるものは、数値を記載しています。
※基準年の数値は特に記載のない場合、令和元年度の実績です。

多様な生態系と共生するまち



● 環境行動の取り組み状況

豊かな生物多様性を育む自然環境の保全活用	地域の自然環境や生物の情報を収集します	一部実施
	地域の自然環境や生物の情報を活用できるように整理します	実施
	自然環境保全活動を支援します	一部実施
	生物多様性保全の施策を推進します	一部実施
	耕作放棄地の再生を図ります	実施
	豊かな生物多様性を育む森林を創出します	一部実施
	農地の保全・活用を推進します	実施
	農林業の担い手の育成・確保に取り組みます	一部実施
	環境保全型農業を推進します	実施
	森林資源の有効活用を進めます	実施
	気候変動による生態系への影響の対策をします	未実施
自然に親しむ	自然環境に配慮した開発を促します	実施
	環境美化と不法投棄の監視を支援します	実施
	壁面緑化を推進します	実施
	地域の自然について啓発します	実施
	自然を活かし、ふれあうことのできる場をつくります	実施
	市民の生態系保全意識を高めます	実施
	自然にふれあえる機会と場を創出します	実施
	知識や経験を継承できる場をつくります	一部実施
	日常的に自然に親しむ仕組みをつくります	実施
	生物多様性の保全について普及・啓発します	実施
	市民や団体が交流できる場をつくります	一部実施
	環境活動を行う市民や団体の自立を支援します	実施



● 指標の今年度の進捗状況

指標名	基準年の数値	最新の数値	目標 ¹
自然環境モニタリング調査の実施回数	1回／年	0回／年	↗
生態系ネットワーク活動への参加	3回／年	2回／年	→
新規就農者数人数	3人／年	2人／年	↗
環境美化活動の参加者数	2,311人	5,665人	↗
自然を活かしたスポーツイベントの実施数	1回／年	1回／年	↗
水生生物調査の実施数	9回／年	2回／年	→
自然観察会の実施数	12回	6回	→

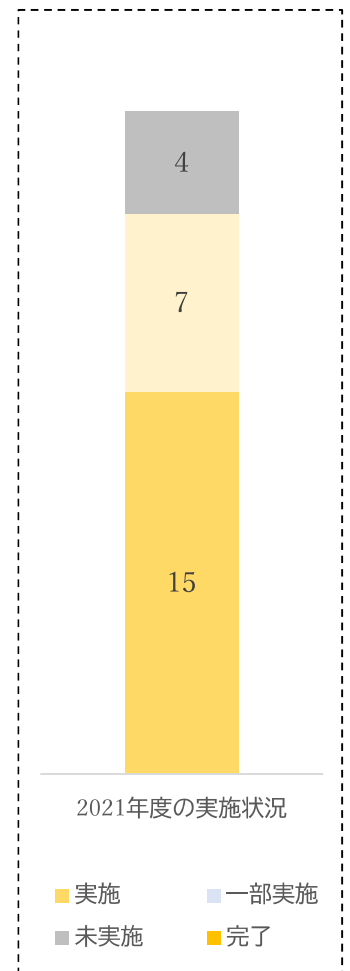
¹目標は令和13年度（2031年度）に向けての「拡大（↗）」「維持（→）」「削減（↘）」を示しています

低炭素なまち



● 環境行動の取り組み状況

エネルギー自治	省エネルギー機器や設備の導入と施設の省エネ化を促進します	一部実施
	省エネルギー行動を啓発し、習慣化を促進します	一部実施
	再生可能エネルギーの導入を支援します	実施
	再生可能エネルギー利用の研究をします	実施
	エネルギーの生み出す利益の地域内循環を推進します	一部実施
	エネルギーの生み出す利益を地域の課題の課題解決に活かします	未実施
	再生可能エネルギー施設の地域活用方法を啓発します	未実施
	エネルギー事業の適正な実施を促すように指導します	実施
環境にやさしい交通行動	公共交通政策の理解を深める施策を実施します	実施
	よりよい公共交通網を形成します	実施
	歩行や自転車利用の促進のために啓発します	実施
	歩道や自転車の利用環境を整えます	実施
	マイカー利用の削減を促します	一部実施
	車を利用しない市内観光を推進します	実施
	環境配慮型公用車の導入に努めます	実施
気候変動への対応策	気候変動による環境変化の視点をもって事業を計画します	一部実施
	気候変動の情報を収集します	一部実施
	気候変動による被害の対策を進めます	実施
	気候変動の影響に適応した施策を進めます	一部実施
森林吸収源対策	山林の適切な管理を進めます	実施
	林道の維持管理と路網の整備を進めます	実施
	効率的な林業が行える体制を整えます	未実施
	森林の重要性について普及啓発を進めます	実施
	間伐の利用推進のための施策を進めます	実施
	地域材の普及・PRをします	実施
	林業木材の生産、流通、加工、供給体制を強化します	未実施



● 指標の今年度の進捗状況

指標名	基準年の数値	最新の数値	目標 ¹
市役所の温室効果ガス排出量	21,927,697 kg-CO ₂	18,587,764 kg-CO ₂	28%減
家庭/産業/業務その他/運輸/廃棄物部門の温室効果ガス排出量	55,454/252,449/ 57,841/113,089/ 6,933t-CO ₂	46,000/231,000/ 47,000/106,000/ 8,000t-CO ₂ (令和1年度 ² : 13%減)	26%減
市有施設内再生可能エネルギー電力導入量	92.62kW	92.62kW	↗
市内の再生可能エネルギー発電電力量	87,101MWh	107,001MWh	↗
S バス利用者数	148,573 人	139,962 人	→
地域公共交通地域検討組織の設置	2 地区	5 地区	10 地区
公用車の低公害車保有比率	11.86%	5.60%	↗
自動車充電設備利用回数	2503 回	2,021 回	↗
気候変動に関するイベントの実施	1 回/年	0 回/年	→
森林吸収源による CO ₂ 吸収量	-132,331t-CO ₂	-122,416t-CO ₂	→
間伐の実施面積	633 ha	484 ha	↗
担い手育成のための講座の開催	2 回/年	5 回/年	↗
林道整備の開設延長	898m	1,798m	↗
地域材を利用した公共建築物の施設数	累計 1 施設	0 施設	↗
木質バイオマスの木材使用量	589.5 m ³	839 m ³	→

¹目標は令和13年度（2031年度）に向けての「拡大（↗）」「維持（→）」「削減（↘）」を示しています

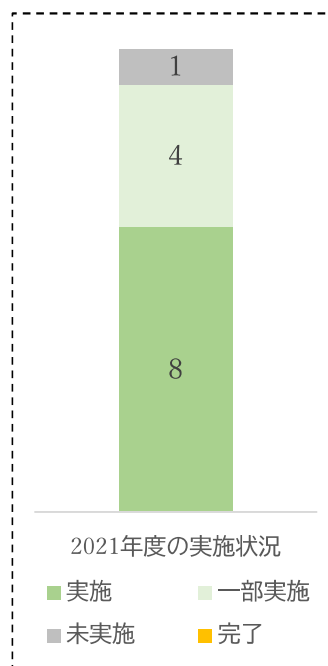
²積算根拠とした環境省「自治体排出量カルテ」により公表された最新の数値は令和1年度になります

ものが循環するまち



● 環境行動の取り組み状況

ごみの減量	再生利用率の拡大を図ります	一部実施
	ごみの排出抑制のための啓発と施策を推進します	実施
	3Rの普及・啓発を行います	実施
	食品ロスを削減するように啓発します	一部実施
	食品ロスを減らすしくみをつくり、取り組みに協力します	未実施
	リユースの取り組みをするためのしくみと場をつくります	一部実施
	ごみと資源の分別を指導・啓発します	実施
	ごみ処理の仕組みについて学ぶ機会をつくります	実施
	ごみを処理する体制の効率化と施設の延命化を進めます	実施
持続可能な消費行動	持続可能な発展につながる消費行動を推進します	一部実施
健全な水循環	良好な河川環境を保つための施策を実施します	実施
	水の大切さや水道事業の重要性の啓発を行います	実施
	水循環に係るインフラの整備と維持管理を進めます	実施

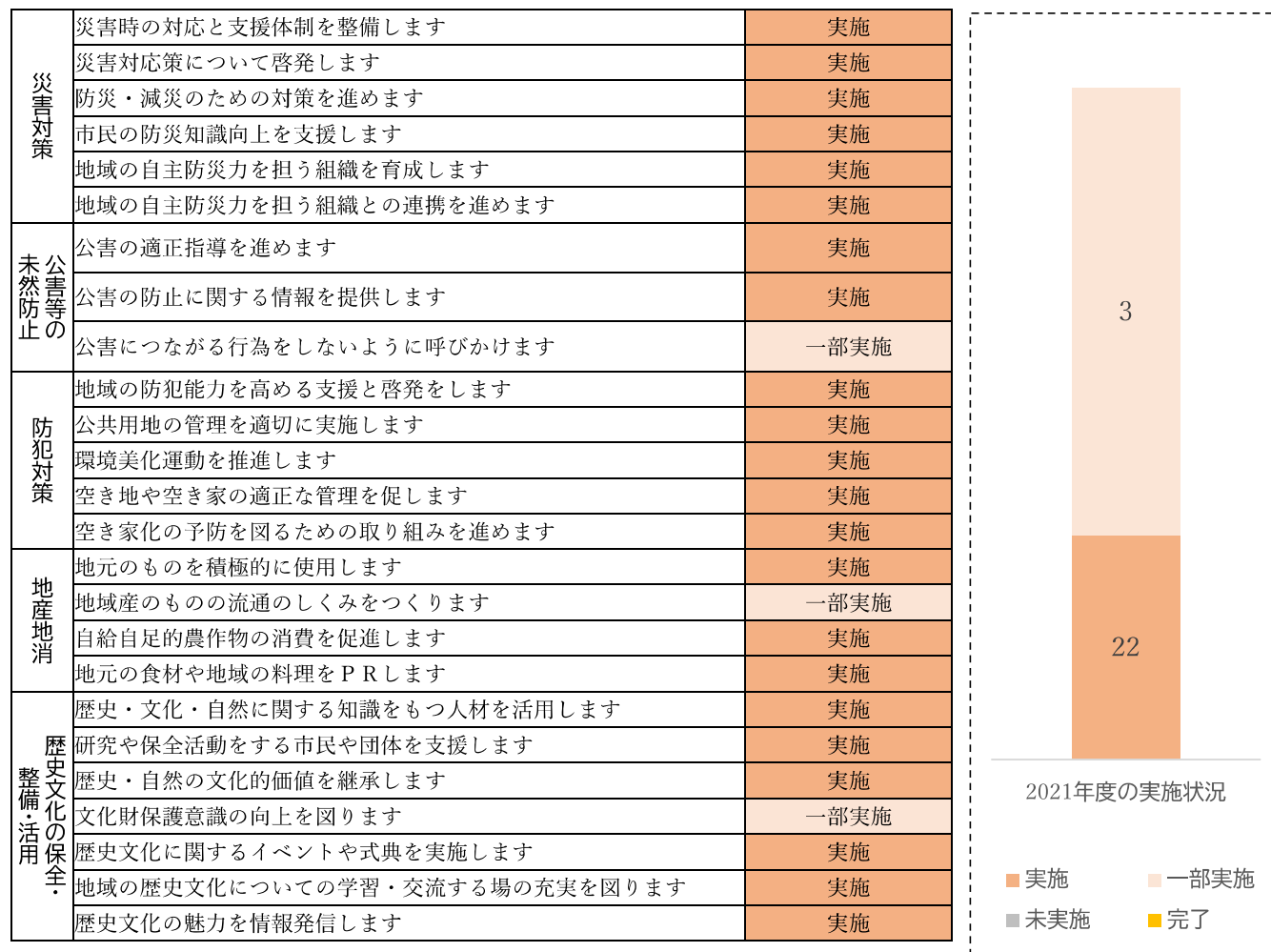


● 指標の今年度の進捗状況

指標名	基準年の数値	最新の数値	目標 ¹
市民一人当たりの家庭系ごみ排出量	560g／日	568g／年	↘
再生利用率の向上	19%	24.2%	↗
食べ残しをしない工夫をしている人の割合	64.2%	58.3%	↗
可燃ごみに占める食品廃棄物の割合	10%	30.2%	↘
家庭ごみに占める紙類の割合	50%	42.5%	↘
ごみの総排出量	17,626t	15,024t	↘
新城市障害者就労施設等優先調達実績	4件／年	8件／年	↗
水道施設の耐震化率	70.8%	75.3%	↗
水道管路の耐震化率	23.0%	23.4%	↗
汚水処理人口普及率	68.62%	69.76%	↗

¹目標は令和13年度（2031年度）に向けての「拡大（↗）」「維持（→）」「削減（↘）」を示しています

● 環境行動の取り組み状況



● 指標の今年度の進捗状況

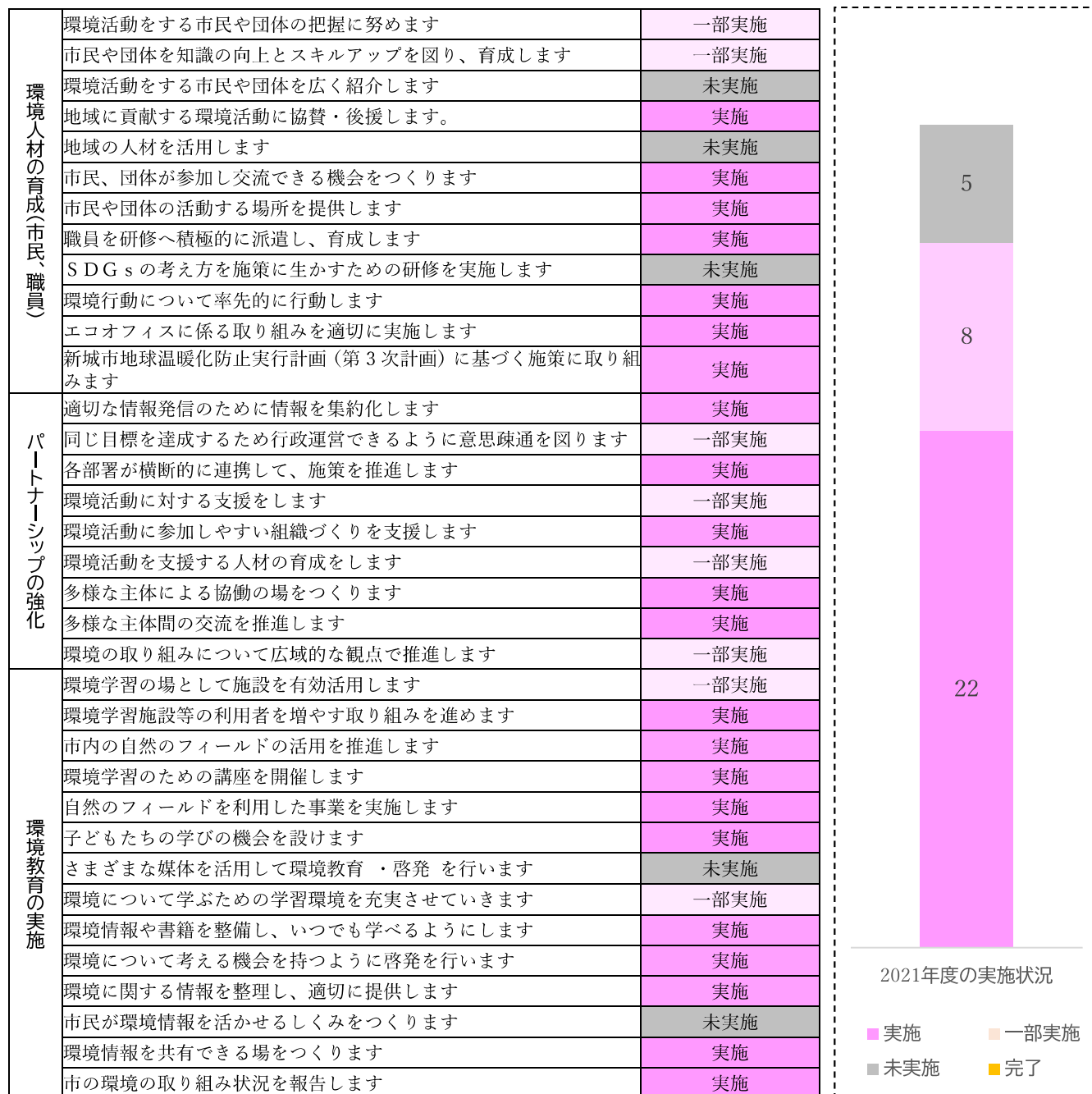
指標名	基準年の数値	最新の数値	目標 ¹
防災行政無線戸別受信機の設置率	84.68%	89.00%	↗
被災建築物応急危険度判定士の登録人数	165 人	156 人	↗
自主防災会全体会の実施	2 回／年	0 回／年	→
自主防災組織防災訓練実施数	97.0%	59.85%	100%
環境保全協定締結事業者数	76 事業所	87 事業所	↗
事業所とのコミュニケーションの場の確保	4 回／年	4 回／年	→
交通安全対策の推進の満足度	60.7%	(基準年が最新)	↗
防犯対策への取り組みの満足度	64.6%	(基準年が最新)	↗
学校給食での市内農産物の利用率	11.79%	9.14%	↗
歴史遺産、文化財の保護・活用の満足度	69.7%	(基準年が最新)	↗
歴史観光施設の来館者数	52,980 人／年	40,279 人／年	↗

¹目標は令和13年度に向けての「拡大(↗)」「維持(→)」「削減(↘)」を示しています

みんなで取り組むまち



● 環境行動の取り組み状況



● 指標の今年度の進捗状況

指標名	基準年の数値	最新の数値	目標 ¹
環境交流イベント参加者数	900 人／年	0 人／年	↗
環境保全活動実施団体数	17 団体	14 団体	↗
小学生を対象とした環境に関する講座等の開催数	31 回	13 回	↗
市民環境講座の参加人数	43 人	38 人	↗
小中学校における環境教育の実施	133 回	122 回	↗

¹目標は令和13年度に向けての「拡大(↗)」「維持(→)」「削減(↘)」を示しています

資料編

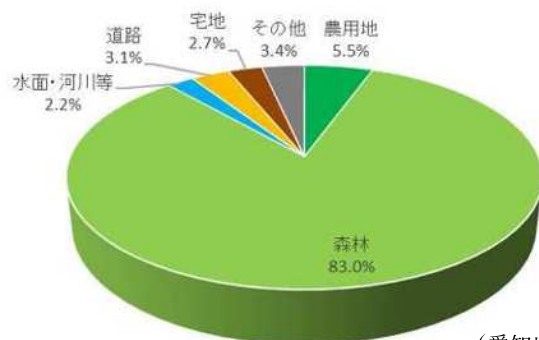
新城市の地域概況と自然

1 新城市の概況（令和4年4月1日現在）

人口	44,136 人
（男）	21,953 人
（女）	22,183 人
世帯数	17,590 世帯
面積	499.23 k m ²



◆土地利用の状況

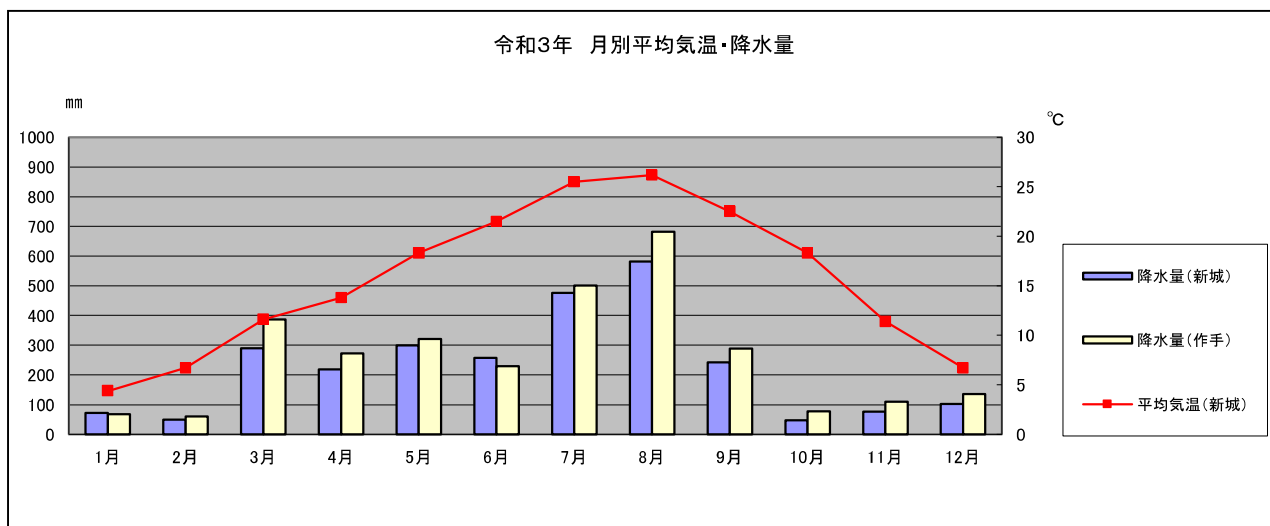


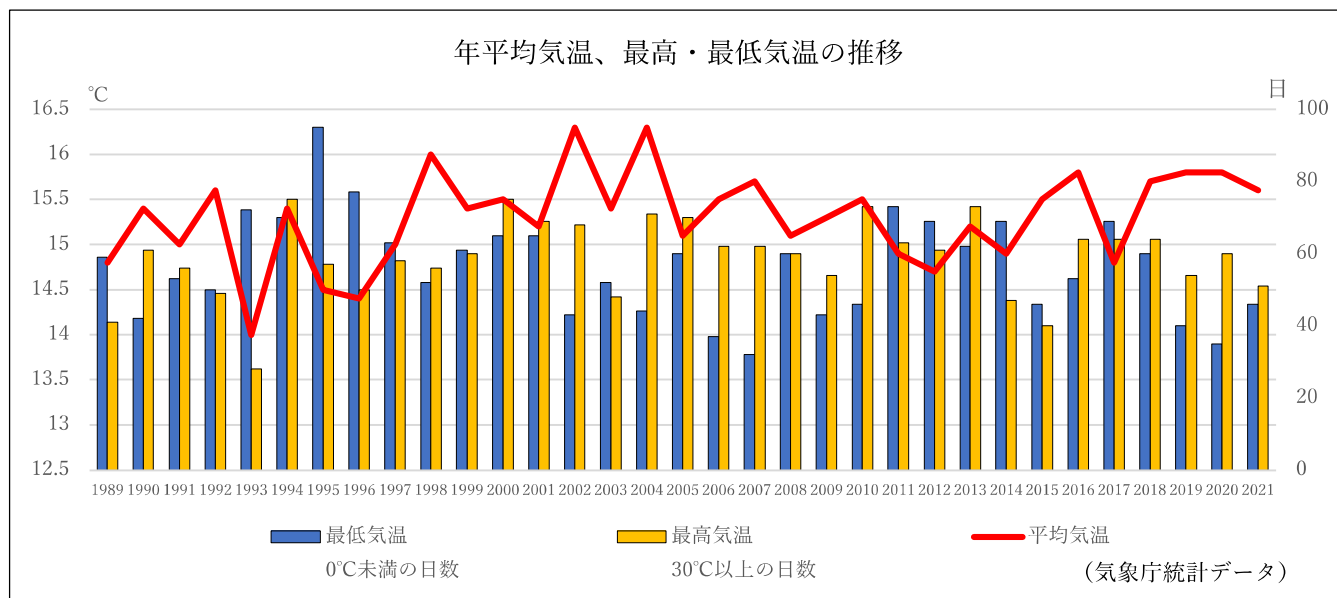
（愛知県土地に関する統計年報 2021 年度版）

2 新城市の自然

(1) 気候

新城地区の年平均気温は約15℃と比較的暖かな気候ですが、市域内で高低差が約500mあり、地区によって2～3℃の気温差があります。冬場の作手地区では、積雪や道路の凍結が発生します。





※観測点は、2002 年以前は旧鳳来町長篠地内にありました。現在は、新城市富沢地内に移設されています。

1989年から2019年までの30年間のデータを比較すると、年平均気温は上がったたり下がったりをくり返していますが、1993年以降、年平均気温が14℃を下回ることはありません。

段戸高原を源とする豊川（寒狭川）と宇連ダムを起点とする宇連川が鳳来寺山の東西を挟むように流れています。

この豊川に沿って日本最長の断層帯「中央構造線」が縦走し、地形と地質を豊川本流右岸の内帯と左岸の外帯に分けています。内帯側の地質は、花崗岩類・領家変成岩類と堆積岩、火山岩類が分布しています。

[illegible]

作手地区は床土が水をにがさない粘土質であること、平らな地形で湧き水があり、夏の気温が低く雨の多い気候であることなどの条件から湿原や湿地が点在しています。作手の湿原は、愛知県で唯一、土の酸素が少なく酸性が強いため植物が腐らずに炭のようになる泥炭（peat）のある湿原であることから「日本の重要湿地500」に選定されています。

本市の行政面積の83%が森林で、尾根沿いを中心に在来の常緑広葉樹林が点在しているものの、森林面積の70%以上はスギやヒノキの人工林となっています。

豊川沿いにおいても、比較的自然植生が多く種類も豊富です。特に桜淵公園の蜂の巣岩付近は、石灰岩を含む地質で構成されており、クモノスシダ、ツルデンダなど石灰岩特有の植物が見られます。

¹ 根、茎、葉に分化し、維管束をもつ種子植物やシダ植物のことを指します

(4) 動物

本市は、豊川・矢作川にそそぐ支流小河川とその周辺の農地および外縁部の山地などほぼ市域全体が豊かな自然環境に恵まれており、多くの動物が生息しています。

種 類	解 説
哺乳類	市内全域の山地を中心にニホンザルをはじめイノシシ、タヌキ、ニホンリス、ノウサギなどの生息が見られます。また、本宮山を中心とする地域にホンシュウシカ（ニホンジカ）が生息し、分布を広げています。山地と一部の社寺林にはムササビの生息が確認されています。
鳥類	豊川やそれに注ぐ小河川を中心に市域外縁部の山地まで全域にわたり多くの野鳥が生息しています。豊川には、オシドリや「水辺の宝石」ともいわれるカワセミが生息し、桜洲公園だけでも年間を通して約80種の野鳥が確認されています。また、鳳来寺山には「仏法僧(ブツポウソウ)」と聞こえる鳴き声で有名なコノハズクの生息が確認されています。
魚類	天然記念物ネコギギをはじめ、ウナギ、アユ、オイカワ、ウグイ、コイ、ホトケドジョウ、メダカなどの生息が確認されています。しかし、市内の沼や池には外来種ブラックバスやブルーギルなどが繁殖していることから在来種の生息が危ぶまれています。
昆虫類	本市には、様々な植生があることから、多くの種類が確認されています。1983年（昭和58年）3月に市の天然記念物に指定されているヒメハルゼミをはじめ、多くのセミ類、トンボ類、チョウ類、また、カブトムシ、ミヤマクワガタ、ノコギリクワガタなどの甲虫類やタガメ、ヒメボタルなどが生息するとされています。しかし、スギやヒノキの植林地が広がり、シイやカシの林に生息するといわれるヒメハルゼミの確認が難しくなっています。その他の昆虫類も開発や農薬などの影響を受けて確認事例が減少傾向にあります。また、外来種による日本固有の生態系への影響が懸念されています。
爬虫類	シマヘビ、ジムグリ、タカチホヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシなどのヘビ類やニホンイシガメ、ニホンカナヘビ、ニホントカゲが確認されています。最近では、ペットとして飼われていた外来種が自然に放されることにより、在来種の生態系への影響が懸念されています。
両生類	山地の樹上で昆虫やクモ類などを食べ、単独で生活する日本固有のモリアオガエルや、ヒキガエル、アマガエル、トノサマガエルなどのカエル類やアカハライモリ、ミカワサンショウウオが確認されています。モリアオガエルは、県内でも特にこの地域での生息が確認できます。



モリアオガエル



コノハズク

新城市の環境に関する統計データ

◇公害・苦情等発生件数（令和３年度）

公害苦情の種類					件数	公害苦情の種類					件数		
典型7公害	大	気	汚	染	0	典型7公害以外	不	法	投	棄	1		
	水	質	汚	濁	4		害	虫	等	の	発	生	0
	土	壌	汚	染	1		野	生	動	物	0		
	騒			音	7		野		焼	き	18		
	振			動	0		そ		の	他	4		
	地	盤	沈	下	0								
	悪			臭	9		小計					23	
小計					21	合計					44		

注：件数のカウントは事案ごとです。苦情申出件数ではありません。

◇特定施設の設置届出

騒音に係る特定施設（令和３年度）

施 設 の 種 類	法 律				県 条 例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
1 金属加工機械		1		182	5	9		163
2 空気圧縮機械等		8		318	46	-9		608
3 土石用破碎機等				26				12
4 織機				0				0
5 建設用資材製造機械				7				3
6 穀物用製粉機				0				0
7 木材加工機械				96				2
8 抄紙機				0				0
施 設 の 種 類	法 律				県 条 例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
9 印刷機械				1				1
10 合成樹脂用射出成形機		1		37		1		68
11 鋳型製造機				0				0
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	—		1		50
13 送風機および排風機	—	—	—	—				478
14 走行クレーン	—	—	—	—				10
15 洗びん機	—	—	—	—				0
16 真空ポンプ	—	—	—	—				9
施 設 の 合 計		10		667	51	2		1,404
工 場 等 の 実 数		3		67	3	2		150

振動に係る特定施設（令和３年度）

施設の種類	法 律				県 条 例			
	設置	変更	全廃	総数	設置	変更	全廃	総数
1 金属加工機械		1		265	3			206
2 圧縮機および冷凍機		5		161	46	-4		856
3 土石用破砕機等				30				10
4 織機				0				0
5 コンクリートブロックマシン等				4				1
6 木材加工機械				6				0
7 印刷機械				1				1
8 ゴム練用ロール機等				0				7
9 合成樹脂用射出成形機		1		55		1		67
10 鋳型製造機				0				0
11 穀物用製粉機	—	—	—	—				0
12 ディーゼル・ガソリンエンジン	—	—	—	—		1		51
13 送風機および排風機	—	—	—	—		4		302
施設の合計		7		522	49	2		1,501
工場等の実数		4		58	3	2		150

◇特定建設作業の届出

騒音に係る特定建設作業（令和３年度）

法に基づく届出 119件

条例に基づく届出 784件

振動に係る特定建設作業（令和３年度）

法に基づく届出 39件

条例に基づく届出 75件

《悪臭関係工場等の届出》

悪臭を発生させる工場等は、県民の生活環境保全等に関する条例により、毎年悪臭物質の排出状況などについて届出をすることになっています。

◇令和３年度の届出状況

施設の種類		届出件数
畜産農業	豚房施設	1
	牛房施設	17
	鶏飼育	7
	うずら飼育	0
	小計	25
ゴム製品製造業		1
し尿処理施設		0
ごみ処理場		0
合計		26

《自動車騒音常時監視の状況》

市では、市内の主要道路の自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため自動車騒音状況の常時監視を行っています。自動車騒音常時監視は、市内の幹線道路などを対象にその道路に面する地域で、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価する区間を分割し、その区間ごとに、対象となる地域の環境基準適合状況を面的に評価します。

◇令和3年度自動車騒音常時監視結果

調査期間：令和3年12月9日から令和3年12月10日

調査方法：「環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示64号）の定めるところによります。

路線名	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	評価区間 の延長	住居 戸数	昼間・夜間とも 環境基準値以下	
			(km)		(戸)	(%)
一般国道151号	新城市矢部	新城市杉山	2.8	147	147	100
一般国道151号	新城市八束穂	新城市矢部	2.5	23	23	100

※ 面的評価の対象は、評価区間の評価範囲（道路端から50mの範囲）内における保全すべき住居等である。

《新城市クリーンセンターおよびその周辺のダイオキシン類調査》

市では、ごみ焼却施設であるクリーンセンターからの排気ガスと焼却灰を埋立て処理した有海埋立処分場、クリーンセンター周辺地区の水質及び土壌において、ダイオキシン類調査を実施しています。検査の結果、基準値の超過はありません。

「調査地点」



「調査状況」

単位 (TEQ=毒性等量) 土壌: pg - TEQ/g 大気: pg - TEQ/m³ 水質: pg - TEQ/リットル 底質: pg - TEQ/g

調査項目 ・地点		環境 基準	測 定 値										
			稼 働 前	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
土 壤	No.1	1,000	3.1			6.1					9.5		
	No.2		2.3				0.34					2.3	
	No.3		2.5			11.0					4.2		
	No.4		6.0	3.3					8.1				
	No.5		5.4	2.2					2.1				
	No.6		0.65				0.32					2.6	
	No.7		4.7	2.3					5.5				
	No.8		13.0					8.5					19.0
	No.9		2.6			0.72					0.8		
	No.10		18.0					12.0					16.0
	No.11		1.8				1.6					2.4	
	No.12		4.2		5.4					5.3			
	No.13		3.5		5.1					7.5			
大 気		0.6	0.034	0.16					0.014				
水 質		1.0	0.027							0.067			
底 質	樋田川	150	0.14			0.83					1.4		
	豊 川		0.032			0.083					0.28		
調査項目 ・地点		環境 基準	測 定 値										
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
土 壤	No.1	1,000			7.1					7.8			
	No.2					3.5					2.5		
	No.3				5.7					4.9			
	No.4		3.5					4.2					7.5
	No.5		2.2					1.4					1.4
	No.6					2.0					2.1		
	No.7		3.4					5.3					3.7
	No.8						19.0					5.1	
	No.9				2.1					1.6			
	No.10						13.0					14.0	
	No.11					1.7					5.2		
	No.12			4.1					6.7				
	No.13			3.1					3.0				
大 気		0.6	0.0062					0.0075					0.0048
水 質		1.0		0.035									
底 質	樋田川	150			0.27					0.19			
	豊 川				0.088					0.16			

◇クリーンセンターのダイオキシン類検査結果

TEQ=毒性等量

区 分	排ガス (ng - TEQ/m ³ N)		ばいじん※1 (ng - TEQ/g)		焼却灰※2 (ng - TEQ/g)	
	1 号炉	2 号炉	1 号炉	2 号炉	1 号炉	2 号炉
基準値	5.0	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0
H13	0.018	0.020	0.15	0.16	0.014	0.00019
H14	0.00012	0.000021	0.33	0.80	0.00022	0.00064
H15	0.00054	0.0000043	0.086	0.23	0.00012	0.00044
H16	0.051	0.0	0.16	0.23	0.0002	0.0
H17	0.000014	0.000016	0.52	0.16	0.0015	0.00090
H18	0.0000063	0.0056	0.12	0.12	0.00043	0.0
H19	0.0013	0.00033	0.89	0.06	0.0	0.0
H20	0.00081	0.0032	0.080	0.052	0.0	0.0
H21	0.022	0.0059	0.060	0.48	0.00000096	0.000014
H22	0.00013	0.0024	0.19	0.17	0.00024	0.000038
H23	0.00000030	0.0015	0.000036	0.050	0.067	0.00000022
H24	0.0030	0.00017	0.092	0.069	0.0	0.0
H25	0.00054	0.0000021	0.068	0.029	0.00051	0.0
H26	0.018	0.0012	0.22	0.99	0.00094	0.000079
H27	0.000061	0.0000011	0.065	0.0081	0.0017	0.00059
H28	0.000011	0.0000046	0.037	0.024	0.00048	0.00084
H29	0.000055	0.0037	0.036	0.057	0.0077	0.0016
H30	0.0000017	0.00018	0.10	0.048	0.0016	0.0016
R1	0.0000083	0.0000069	0.078	0.050	0.0020	0.0042
R2	0.000053	0.00015	0.11	0.35	0.00082	0.0017
R3	0.000012	0.00046	1.1	0.61	0.0010	0.0011

※1：バグフィルターで捕集された灰（一般的には「飛灰（ひばい）」と呼ぶ）

※2：ストーカーに残った灰（一般的には「燃え殻（もえがら）」と呼ぶ）

◇有海埋立処分場ダイオキシン類測定結果

基準値 放流水：10pg - TEQ／ $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ 以下

地下水： 1pg - TEQ／ $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ 以下

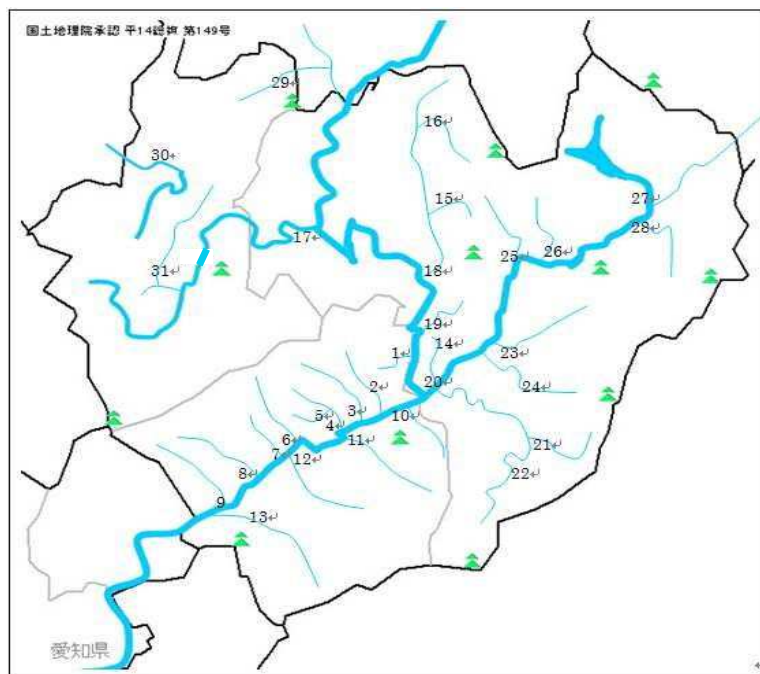
※単位：pg - TEQ／ $\frac{\text{リットル}}{\text{トール}}$ (TEQ=毒性等量)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
放流水	0.00073	0.00012	0.000075	0.000040	0.00015	0.00098	0.000040	0.018
地下水1	0.00029	0.051	0.051	0.057	0.065	0.022	0.093	0.038
地下水2	0.56	1.0	0.062	0.29	0.069	0.026	0.12	0.045
区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
放流水	0.00014	0.000009	0.0061	0.000050	0	0	0.000048	0
地下水1	0.014	0.062	0.061	0.044	0.032	0.042	0.028	0.025
地下水2	0.018	0.33	0.20	0.083	0.033	0.043	0.038	0.032
区 分	H29	H30	R1	R2	R3			
放流水	0.10	0.0047	0	0.000078	0			
地下水1	0.076	0.027	0.047	0.053	0.0063			
地下水2	0.035	0.042	0.13	0.1	0.15			

【河川・池沼等の水質保全】

市では、昭和60年度より水の安全性や豊かな生態系確保のために、豊川水系29河川、矢作川水系1河川の水質検査を毎年夏と冬の2回実施しています。

「河川水質調査箇所」



No.	河川名	地区	No.	河川名	地区	No.	河川名	地区	No.	河川名	地区
1	錦砂川	新城	9	杉川	新城	17	巴川（豊川水系）	鳳来	25	棋原川	鳳来
2	五反田川	〃	10	深沢川	〃	18	海老川	〃	26	大津谷川	〃
3	大宮川	〃	11	大入川	〃	19	音為川	〃	27	宇連川	〃
4	半場川	〃	12	原川	〃	20	-	-	28	大島川	〃
5	沖野川	〃	13	宇利川	〃	21	新戸川	鳳来	29	小滝川	作手
6	田町川	〃	14	大井川	鳳来	22	黄柳川	〃	30	巴川（矢作川水系）	〃
7	幽玄川	〃	15	分野川	〃	23	真立川	〃	31	岩波川	〃
8	野田川	〃	16	谷川	〃	24	阿寺川	〃			

「調査項目」

項目			環境基準値
1	pH (水素イオン濃度)	水の酸性とアルカリ性の度合いを表す指標	6.5～8.5
2	DO(溶存酸素量)	水中に溶けている酸素量で水生生物の生息に不可欠	7.5mg/L以上
3	BOD(生物化学的酸素要求量)	微生物が必要とする酸素量で、河川における有機物量の指標となる	1mg/L以下 類型AAの場合 2mg/L以下 類型Aの場合
4	SS(浮遊物質)	水中に懸濁している直径2mm以下の不溶解性物質の量で水の濁り等の指標	25mg/L以下
5	大腸菌群数	主に人畜によるし尿汚染の指標	50MPN/100ml 累計AAの場合 1000MPN/100ml 累計Aの場合
6	全亜鉛	食品類や生活用品に幅広く含む	0.03mg/L以下

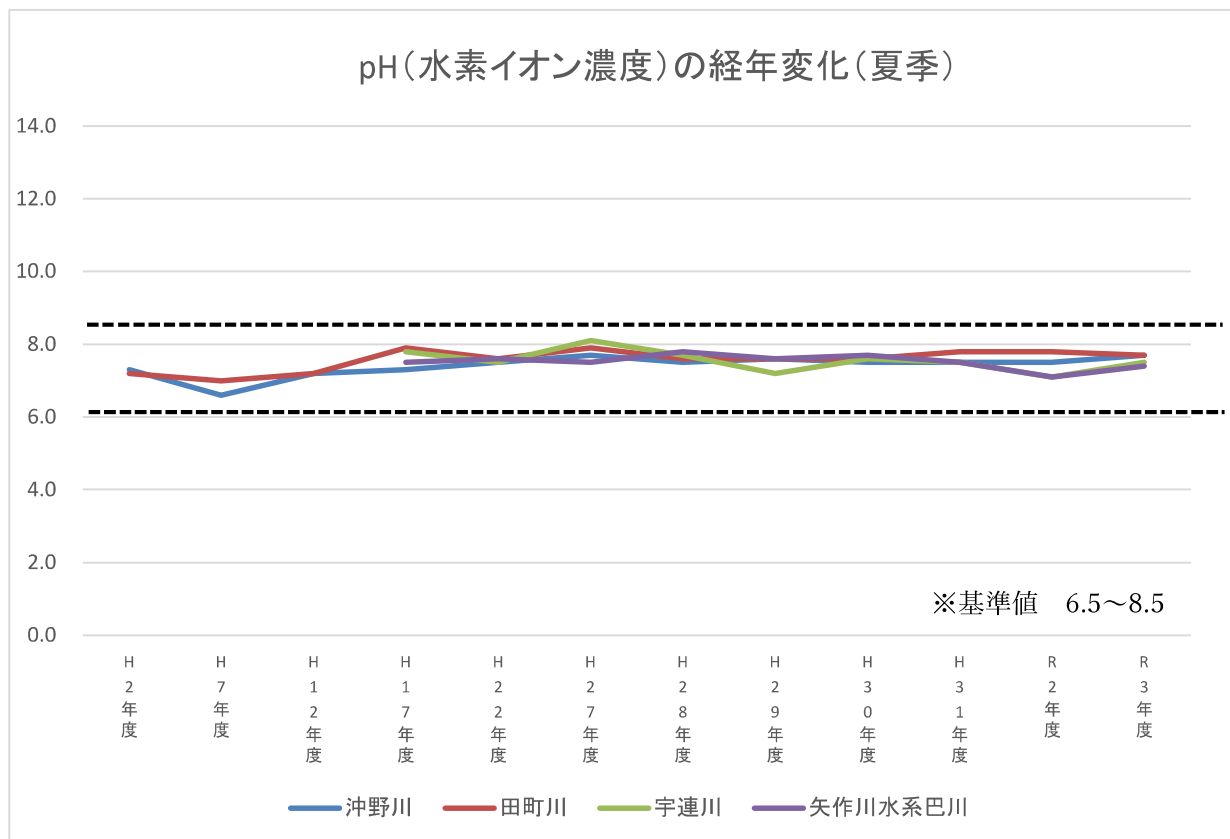
◇令和３年度河川水質調査結果・夏期

No.	河川名	地区	調査日	水温	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	全亜鉛
1	錦砂川	新城	R3. 9. 21	19. 5	7. 9	10. 0	<0. 5	6	14, 000	0. 002
2	五反田川	〃	〃	21. 5	7. 9	9. 3	<0. 5	3	16, 000	0. 003
3	大宮川	〃	〃	20. 2	8. 0	9. 9	<0. 5	9	9, 800	0. 003
4	半場川	〃	〃	20. 5	7. 9	8. 2	<0. 5	4	12, 000	0. 007
5	沖野川	〃	〃	22. 5	7. 7	8. 8	0. 8	<1	24, 000	0. 004
6	田町川	〃	R3. 9. 8	19. 5	7. 7	9. 8	0. 8	24	13, 000	0. 001
7	幽玄川	〃	〃	21. 5	7. 3	1. 3	<0. 5	2	13, 000	0. 005
8	野田川	〃	〃	20. 6	7. 5	10. 0	<0. 5	10	12, 000	<0. 001
9	杉川	〃	〃	21. 8	7. 2	13. 0	0. 8	4	21, 000	0. 001
10	深沢川	〃	R3. 9. 21	19. 6	7. 4	11. 0	0. 6	3	7, 300	0. 003
11	大入川	〃	R3. 9. 8	21. 5	7. 6	11. 0	<0. 5	1	11, 000	<0. 001
12	原川	〃	〃	20. 5	7. 5	10. 0	<0. 5	1	17, 000	0. 002
13	宇利川	〃	〃	22. 5	7. 6	11. 0	0. 8	2	7, 300	<0. 001
14	大井川	鳳来	R3. 9. 21	19. 7	8. 0	10. 0	0. 7	<1	57	0. 003
15	分野川	〃	〃	19. 6	7. 4	9. 9	<0. 5	<0. 5	610	0. 007
16	谷川	〃	〃	19. 8	7. 5	9. 7	<0. 5	<1	2, 900	0. 008
17	巴川(豊川水系)	〃	〃	18. 6	7. 6	10. 0	<0. 5	2	3, 700	0. 012
18	海老川	〃	〃	20. 2	7. 6	9. 6	0. 6	<1	4, 400	0. 002
19	音為川	〃	〃	19. 6	7. 7	9. 5	<0. 5	<1	5, 200	0. 004
21	新戸川	〃	〃	20. 0	7. 7	9. 1	<0. 5	2	11, 000	0. 006
22	黄柳川	〃	〃	19. 5	8. 0	10. 0	<0. 5	1	6, 100	0. 004
23	真立川	〃	〃	18. 5	7. 8	10. 0	<0. 5	<1	6, 100	0. 011
24	阿寺川	〃	〃	18. 4	7. 8	10. 0	<0. 5	<1	6, 100	0. 005
25	模原川	〃	〃	19. 4	7. 3	9. 6	<0. 5	<1	610	0. 004
26	大津谷川	〃	〃	19. 4	7. 5	9. 6	<0. 5	<1	380	0. 007
27	宇連川	〃	〃	15. 2	7. 5	11. 0	<0. 5	<1	2, 500	0. 006
28	大島川	〃	〃	19. 4	7. 7	9. 6	<0. 5	2	2, 800	0. 006
29	小滝川	作手	〃	18. 5	7. 7	9. 8	<0. 5	5	6, 500	0. 003
30	巴川(矢作川水系)	〃	〃	19. 4	7. 4	9. 9	<0. 5	1	24, 000	0. 003
31	岩波川	〃	〃	17. 7	7. 6	11. 0	<0. 5	3	6, 100	0. 005

◇令和3年度河川水質調査結果・冬期

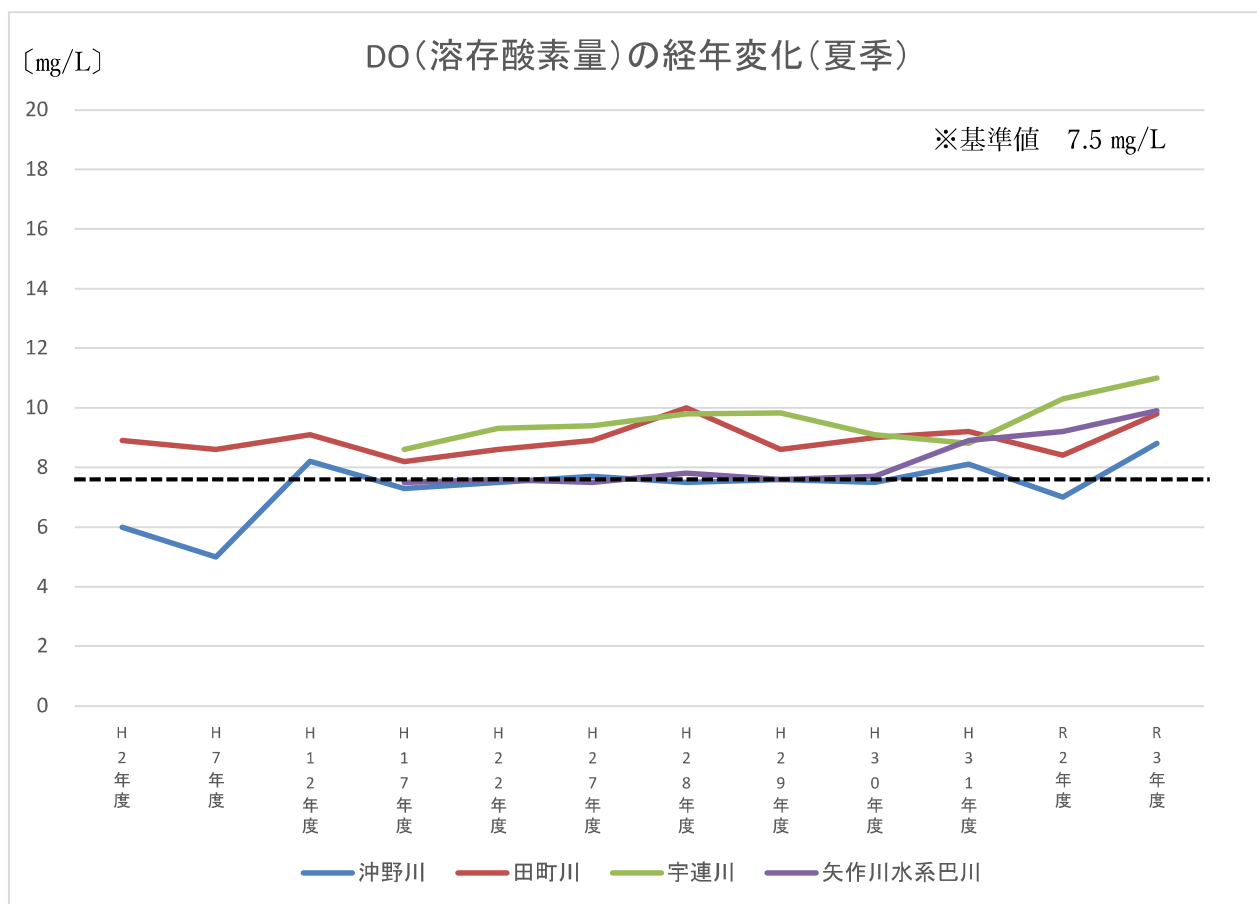
No.	河川名	地区	調査日	水温	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数	全亜鉛
1	錦砂川	新城	R4. 2. 18	7. 8	7. 8	9. 8	<0. 5	<1	7, 700	<0. 001
2	五反田川	〃	〃	6. 9	7. 8	9. 4	<0. 5	<1	3, 100	0. 002
3	大宮川	〃	R4. 2. 15	10. 7	7. 7	9. 5	<0. 5	<1	2, 100	0. 003
4	半場川	〃	〃	11. 6	7. 8	11. 0	<0. 5	<1	4, 600	0. 003
5	沖野川	〃	〃	12. 6	7. 7	8. 8	0. 7	1. 0	31, 000	0. 008
6	田町川	〃	〃	12. 3	7. 7	9. 6	<0. 5	<1	12, 000	0. 001
7	幽玄川	〃	〃	10. 2	7. 4	11. 0	0. 7	<1	9, 800	0. 006
8	野田川	〃	〃	12. 5	7. 6	9. 6	<0. 5	<1	4, 400	0. 006
9	杉川	〃	〃	12. 8	7. 6	11. 0	<0. 5	<1	6, 500	0. 012
10	深沢川	〃	〃	7. 2	7. 7	13. 0	<0. 5	<1	440	0. 002
11	大入川	〃	〃	7. 4	7. 8	13. 0	<0. 5	<1	2, 400	0. 001
12	原川	〃	〃	8. 5	7. 7	12. 0	<0. 5	<1	20, 000	0. 001
13	宇利川	〃	〃	9. 9	7. 9	12. 0	<0. 5	2. 0	3, 700	0. 003
14	大井川	鳳来	〃	8. 0	7. 9	12. 0	<0. 5	<1	26, 000	0. 002
15	分野川	〃	R4. 2. 18	4. 2	6. 9	10. 0	1. 4	<1	580	0. 002
16	谷川	〃	〃	3. 6	7. 0	12. 0	<0. 5	<1	240	<0. 001
17	巴川(豊川)	〃	〃	3. 2	7. 3	13. 0	<0. 5	<1	270	0. 008
18	海老川	〃	〃	2. 2	7. 3	14. 0	0. 9	<1	480	0. 001
19	音為川	〃	〃	3. 2	7. 3	13. 0	<0. 5	<1	2, 100	<0. 001
21	新戸川	〃	R4. 2. 15	9. 0	7. 4	11. 0	<0. 5	<1	1, 300	0. 008
22	黄柳川	〃	〃	9. 0	8. 0	14. 0	0. 7	2. 0	2, 800	0. 008
23	真立川	〃	〃	5. 8	7. 6	12. 0	<0. 5	<1	380	0. 002
24	阿寺川	〃	〃	5. 3	7. 3	12. 0	<0. 5	<1	200	0. 009
25	槇原川	〃	〃	5. 6	6. 7	13. 0	<0. 5	<1	280	0. 004
26	大津谷川	〃	〃	6. 2	7. 1	11. 0	<0. 5	<1	280	<0. 001
27	宇連川	〃	〃	7. 0	7. 0	12. 0	<0. 5	<1	170	0. 002
28	大島川	〃	〃	6. 4	7. 5	12. 0	0. 7	<1	490	0. 001
29	小滝川	作手	R4. 2. 18	3. 3	7. 4	13. 0	<0. 5	<1	570	<0. 001
30	巴川(矢作川)	〃	〃	3. 0	7. 1	13. 0	0. 8	<1	460	0. 003
31	岩波川	〃	〃	4. 5	7. 1	12. 0	1. 7	<1	1, 900	0. 002

これまでの測定結果のうち、水質汚濁を把握するために重視される「pH（水素イオン濃度）」「D O（溶存酸素量）」「B O D（生物化学的酸素要求量）」について新城地区2地点、鳳来地区、作手地区の各1地点における測定開始年からの傾向等は次のとおりです。



pHについて、開始時期から全て基準値内であり、良好なことが分かります。なお、豊川水系巴川及び宇連川は平成17年10月の市町村合併の以前に調査が実施されていないため、平成16年度以降のデータとなっています。

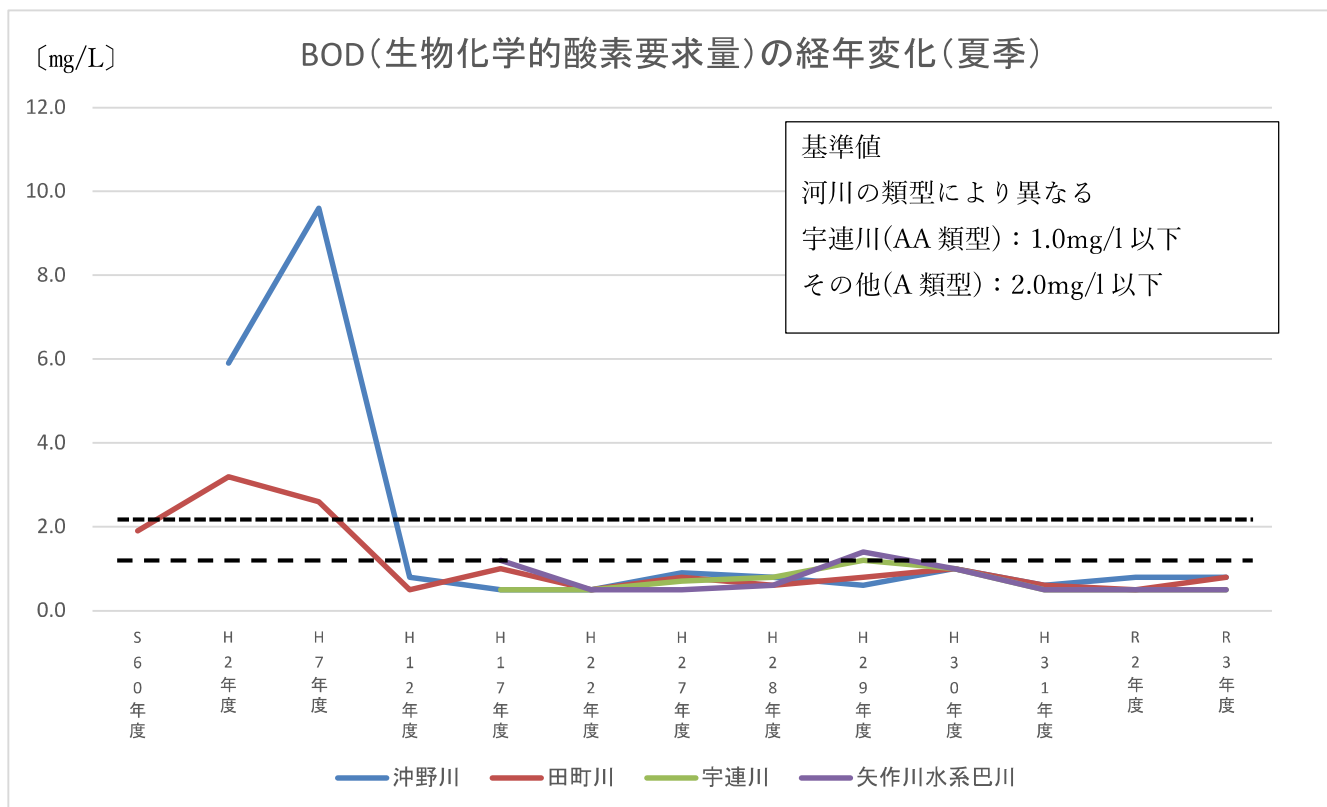
なお、グラフは測定開始時の昭和60年度から平成27年度までは5年ごとに、平成28年度以降5年分については1年ごとに表示しています。



沖野川について昭和60年から平成11年頃まで基準を満足していないことがしばしば見受けられます。当該河川の観測地点は市街地にあり、生活排水による影響を受けているものと考えられます。平成元年から平成10年頃にかけて当該河川近隣の住宅地に下水道が整備されたため、河川の水質が向上したことによる改善と考えられます。

令和2年度に沖野川が基準を満たしていない原因はこの年の採水時期(8月)の月間降水量が例年と比較し、著しく少なかったことによるものと推定されます。

なお、グラフは測定開始時の昭和60年度から平成27年度までは5年ごとに、平成28年度以降5年分については1年ごとに表示しています。



沖野川、田町川について昭和60年頃から平成10年頃まで基準を満足していないことがしばしば見受けられます。当該河川の観測地点は市街地にあり、生活排水による影響を受けているものと考えられます。平成元年から平成10年頃にかけて当該河川近隣の住宅地に下水が整備されたため、河川の水質が向上したことによる改善と考えられます。

なお、グラフは測定開始時の昭和60年度から平成27年度までは5年ごとに、平成28年度以降5年分については1年ごとに表示しています。

【自然エネルギー利用の促進】

市では、再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的として、市内に住宅用地球温暖化対策設備を設置する者に対し、補助金を交付しています。

《住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付実績》（過去5年間）

年度	補助件数	総合計出力	補助金額
H29	43件	209.65kW	1,969,000円
H30	37件	197.82kW	1,687,000円
R1	6件	31.87kW	615,000円
R2	5件	30.13kW	764,000円
R3	8件	44.42kW	800,000円

※令和元年度から補助対象が太陽光発電設備単独補助金から一体的導入（太陽光発電設備+HEMS+家庭用リチウムイオン蓄電池設備又は電気自動車等充電設備）補助金へ変更しました。令和2年度からは一体的導入（太陽光発電設備+HEMS+断熱窓改修工事）補助金を追加。

《リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付実績》（令和2年度～）

年度	申込件数	補助金額
R2	16件	1,600,000円
R3	26件	1,300,000円

《住宅用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）設置費補助金交付実績》（過去5年間）

年度	申込件数	補助金額
H29	4件	200,000円
H30	5件	250,000円
R1	4件	200,000円
R2	2件	100,000円
R3	5件	250,000円

環境を取り巻く情勢

年	西暦	国(国連等の動きを含む)		県		市(条例・計画など)		市(環境事業及び清掃事業の沿革)	
H3	1991	4.26	再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)の公布(10.25施行)			12.	生活排水処理基本計画【作手村】		
H4	1992	5.22	生物多様性条約を採択(於ナイロビ)						資源回収団体報奨金制度の施行【新城市】
		6. 3	環境と開発に関する国連会議(地球サミット)を開催(於リオデジャネイロ)、アジェンダ21の採択					4. 1	環境課設立【新城市】
		6. 5	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(5.4.1施行)						
H5	1993	11.19	環境基本法の公布施行	1.	ごみ減量化計画策定【作手村】				生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】
								4. 1	生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】
H6	1994	12.16	環境基本計画を閣議決定	12. 2	あいちアジェンダ21を策定	6. 1	ごみ処理基本計画策定【鳳来町】	9. 1	可燃ごみの指定ごみ袋制度完全実施【新城市】
				12.21	空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例の公布施行				
H7	1995	6.16	容器包装リサイクル法の公布(12.14施行)	3.22	愛知県環境基本条例の公布(4. 1施行)	12.25	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【新城市】		電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【新城市】
						12.	生活排水処理基本計画策定【新城市】		資源回収団体報奨金制度の施行【鳳来町、作手村】
								4. 1	新城広域事務組合発足
									一般廃棄物島原処分場供用開始【新城市】
H8	1996					3.12	墓園の設置及び管理に関する条例【作手村】		一般廃棄物管理型埋立処分地施設供用開始【鳳来町】
						4.	ごみ処理基本計画策定【新城市】		一般廃棄物島原処分場に自走式破砕機を導入【新城市】
						4.	ごみ減量化再生利用推進計画【新城市】	5. 1	しんしろ斎苑供用開始【組合】
						9.	分別収集計画策定【鳳来町】	9.	幽玄川に木炭による水質浄化装置を設置【新城市】
						10.	分別収集計画策定【新城市】		
						11.11	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【鳳来町】		
						12.	生活排水処理基本計画策定【鳳来町】		
H9	1997	6.13	環境影響評価法の公布(11. 6.12施行)	3.31	あいちエコエネルギー導入ビジョンを策定				老人世帯を対象とした粗大ごみの戸別収集制度を開始【新城市】
		12. 1	気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)を開催【京都市】	8.11	愛知県環境基本計画を策定				電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【作手村】
H10	1998	6. 5	家電リサイクル法の公布(13. 4. 1施行)	12.2	愛知県環境影響評価条例の公布(11. 6.12施行)	3.	都市環境基本計画策定【新城市】		ごみ減量化推進委員会の発足【作手村】
		10. 9	地球温暖化対策の推進に関する法律の公布(11. 4. 8施行)					12.18	市民環境会議の設置【新城市】
H11	1999	7.13	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)の公布(12. 3.30施行)			3.	ごみ処理基本計画策定【作手村】		メダカ・ネコギギの生息状況調査【新城市】
		7.16	ダイオキシン類対策特別措置法の公布(12. 1.15施行)			3. 8	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例【作手村】		電気生ごみ処理機の設置費補助を開始【鳳来町】
						6.	分別収集計画改訂【新城市】		
						6.	分別収集計画改定【鳳来町】		
						6.	分別収集計画策定【作手村】		
							生活排水処理基本計画改訂【作手村】		
H12	2000	5.31	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の公布(13. 1. 6施行)	3.17	自然環境保全等基本方針を策定	6. 8	作手村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例【作手村】		生態系調査検討会を設置【新城市】
		6. 2	循環型社会形成推進基本法の公布(13. 1. 6施行)	3.27	あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)を策定	10. 4	環境基本条例の制定【新城市】		タガメ・豊川の魚類の生息状況調査【新城市】

年	西暦	国(国連等の動きを含む)		県		市(条例・計画など)		市(環境事業及び清掃事業の沿革)	
H12	2000	6. 7	食品リサイクル法の公布(13. 5. 1施行)			10.	分別収集計画改定【鳳来町】	2. 1	新城広域クリーンセンター供用開始
						11. 1	環境保全行動計画を策定【新城市】		
H13	2001	6.22	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の公布(7.15施行)	9.	レッドデータブックあいち(植物編)を発刊	2.28	ISO14001認証取得【新城市】		野鳥の生息、植物分布、地形・地質、水生生物に関する状況調査【新城市】
		6.22	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の公布(14. 4. 1施行)			3.	生活排水処理基本計画改訂【作手村】		粗大ごみ有料戸別収集開始【新城市】
									一般廃棄物最終処分場供用開始【作手村】
								3.22	新城市環境審議会を設置【新城市】
H14	2002	5.29	土壌汚染対策法の公布(15. 2.15施行)	3.	レッドデータブックあいち(動物編)を発刊	4.	ごみ処理基本計画改訂【新城市】		ムササビ、メダカの生息状況調査【新城市】
		7.12	自動車リサイクル法の公布(17. 1. 1施行)	7.12	COD、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画(第5次総量削減計画)を策定	4.	分別収集計画改定【新城市】	10. 3	ISO14001認証取得事業所等連絡会議の設置【新城市】
		7.12	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の公布(15. 4.16施行)	9. 2	愛知県環境基本計画(改訂計画)を策定	4.	生活排水処理基本計画改訂【新城市】	10.31	資源物一時保管倉庫の設置【作手村】
		12.11	自然再生推進法の公布(15. 1. 1施行)	10.28	あいち新世紀自動車環境戦略を策定	5.	生活排水処理基本計画改定【鳳来町】		
						6.	分別収集計画改定【鳳来町】		
H15	2003	3.14	循環型社会形成推進基本計画の策定	3.25	県民の生活環境の保全等に関する条例及び廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の公布(10. 1施行)	2.	生活排水処理基本計画改定【組合】		ホトケドジョウの生息状況調査【新城市】
		7.25	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の公布(10. 1施行)	3.28	あいち資源循環型社会形成プランの策定	3.	ごみ処理基本計画策定【鳳来町】		
				7.29	愛知県自動車排出Nox・PM総量削減計画の策定	3.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】		
				8.22	生活排水対策に関する基本方針の策定(10. 1施行)				
				8.22	愛知県土壌汚染等対策指針を告示(10. 1施行)				
				8.22	愛知県化学物質適正管理指針を告示(10. 1施行)				
H16	2004	6. 2	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の公布	3.12	特定鳥獣保護管理計画(イノシシ及びニホンザル)策定	2.	新城市・鳳来町木質バイオマス利用事業化調査報告書【新城市】		外来種の生息状況調査【新城市】
		6. 2	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の公布	9.28	あいちエコタウンプラン策定	4.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】	3.	森林資源活用研究会の設置【新城市】
								8.26	新城市環境調整会議を設置【新城市】
H17	2005	2.16	地球温暖化防止に係る京都議定書の発効	1.14	あいち地球温暖化防止戦略の策定	4.	ごみ処理実施計画策定【鳳来町】		外来種の生息状況調査(ブラックバス・ブルーギル)【新城市】
		7. 1	石綿障害予防規則の公布	1.28	愛知県環境学習基本方針の策定	5.	分別収集計画策定【鳳来町】	9. 2	全国棚田(千枚田)サミット開催【鳳来町】
				3.11	特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)策定	6.	分別収集計画改訂【新城市】		
				3.22	愛知県産業廃棄物税条例の公布	10. 1	新 新城市誕生		
H18	2006	2.10	石綿による健康被害の救済に関する法律の公布	3.23	あいち水循環再生構想の策定	2.25	エコガバナンス宣言	6.	合併後の清掃事業として、「しんしろクリーンフェスタ」(毎年6月、10月開催)を開始
						3.27	新城市環境基本条例制定	9. 1	チーム・マイナス6%しんしろ推進事務局を設置
						3.27	新城市環境基本条例制定	11. 8	職員へメールिंगリスト「マイ6通信」配信開始
						5.	ISO14001失効	12. 1	省エネ100日間コンテスト開催
								12. 1	レジカゴバッグモニター制度開始
								12. 1	雨水利用モニター制度開始
H19	2007	5.23	国等における温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の公布(11.22施行)	3.29	愛知県廃棄物処理計画を策定	5.	新城市分別収集計画改定	8.13	新城納涼花火大会開催前、市役所本庁舎～新城幼稚園までの通りに打ち水を実施
		6.27	エコツーリズム推進法の公布	3.29	あいちゼロエミッション・コミュニティ構想の策定			10.27	新城ライオンズクラブとのタイアップにより「不都合な真実」上映&キャンドルナイト新城2007を実施

年	西暦	国(国連等の動きを含む)		県		市(条例・計画など)		市(環境事業及び清掃事業の沿革)	
H19	2007	11.27	第3次生物多様性国家戦略の策定	6.15	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第6次総量削減計画)を策定				
				6.15	水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示				
H20	2008	6. 6	生物多様性基本法の公布施行	3.17	第3次愛知県環境基本計画の策定	6.	新城市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)策定	4. 1	新城市資源集積センター供用開始
				3.26	第2次レッドリスト作成	10.	新城市環境基本計画の策定	7.	鳥原一般廃棄物埋立処分場の自走式破砕機を更新
								7.29	緑のカーテンで収穫したゴーヤなどを市民課前の待合室で市民に配布
								8. 1	省エネナビモニター制度開始
								9. 1	マイバグモニター制度開始
								10. 1	燃費計のモニター制度開始
								10. 1	指定可燃ごみ袋の規格変更により新ごみ袋へ切替
								10. 5	愛知県、JAF、豊川市、新城市の共催で行われたエコドライブ講習会に、チーム・マイナス6%しんしろ事務局として参加
								11. 1	エコワットモニター制度開始
								11.15	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2008を開催
H21	2009	7.15	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理法)の公布・施行	3.18	第2次レッドデータブックあいち作成			4. 1	市内の協力店でレジ袋有料化を開始
				3.30	あいち自然環境保全戦略の策定			5.23	チーム・マイナス6%しんしろの団体チーム員でもある「横浜ゴム株式会社新城工場」で開催の「千年の杜植樹会」に参加
				10.16	グリーンニューディール基金条例の公布・施行			7. 7	「クールアースデー」の取組みとして、「市内一斉気温測定」を実施
								9. 7	東三河地域初となる「電気自動車アイミーブ」が市の公用車として納車
								11.14	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2009を開催
								12.28	国民運動(チャレンジ25)の移行に伴い、チーム・マイナス6%しんしろを終結
H22	2010	3.16	生物多様性国家戦略2010閣議決定	8.23	生物多様性の保全と持続可能な利用の両立に向けた生態系ネットワーク形成の取組(愛知方式)を提示	6.	新城市ごみ処理基本計画策定	1. 4	チャレンジ通信(チャレ通)の配信開始
		10.11	カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)を開催(於愛知・名古屋)、名古屋・クアラルンプール補足議定書を採択(～10.15)	12.20	愛知県庁の環境保全のための行動計画(改定計画)を策定			4. 1	チャレンジ25新城へ移行
								5.22	横浜ゴム新城工場で開催された「千年の杜植樹会第2期植樹祭」に参加
		10.18	生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)を開催(於愛知・名古屋)、愛知目標(愛知ターゲット)、名古屋議定書を採択(～10.29)					11.10	環境課室の前の通路に「フェアトレード・紹介コーナー」を設置
								11.20	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2010を開催
		12.10	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(生物多様性地域連携推進法)の公布(施行23.10.1)						
H23	2011	6.15	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正公布(一部施行10.1)	9.2	愛知県海岸漂着物対策推進地域計画策定	3.	新城市生活排水処理基本計画策定	5.26	新城市エネルギー対策本部を設置
		8.30	平成二十三年三月十一日発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)の公布(施行10.1)					5.	市民節電所プロジェクトの展開を始め、市役所が第1号として取り組みを開始
								9.	市民節電所プロジェクトの一環として、省エネコンテストを開催
								10.19～20	環境首都創造 自治体全国フォーラム2011 in 新城を開催
								10.29	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2011を開催
H24	2012	4.27	第四次環境基本計画の策定	2.17	あいち地球温暖化防止戦略2020策定	5	新城市廃棄物処理施設長寿命化計画を策定	6.	市役所が市民節電所プロジェクト第1号としての取組を継続実施
		8.10	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の公布(施行25.4.1)	2.24	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第7次総量削減計画)を策定	12.20	新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例制定	9.	市民節電所プロジェクトの一環として、省エネコンテストを開催
		6.27	環境基本法の改正	2.24	水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示			10.27	新城文化会館はなのき広場にて、キャンドルナイト新城2012を開催

年	西暦	国(国連等の動きを含む)		県		市(条例・計画など)		市(環境事業及び清掃事業の沿革)	
H24	2012	9.28	生物多様性国家戦略2010-2020の策定	3.29	愛知県廃棄物処理計画を策定				
				10.16	指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例の公布・施行				
				10.25	新・あいちエコタウンプランを策定(あいちエコタウンプランを改訂)				
H25	2013	4.1	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行	3.28	あいち生物多様性戦略2020を策定	11.27	新城市環境行動計画 しんしろアジェンダ21 策定	9.14	旧市民体育館駐車場にて、キャンドルナイト新城2013を開催
		6.2	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の公布(施行12.20)	3.28	自然環境の保全と再生のガイドラインを策定	12.27	新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例制定(施行26.4.1)	9.	市民節電所プロジェクトの一環として、省エネコンテストを開催
				3.28	あいち自動車環境戦略2020(愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画)の策定	12.27	新城市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例制定(施行26.4.1)	12.	新城設楽生態系ネットワーク協議会設立
H26	2014	4.2	水循環基本法の公布	5.19	第4次愛知県環境基本計画の策定	10.1	新城市再生可能エネルギー導入の促進に関する基本的な方針の策定	1.	市民節電所プロジェクトの一環として、冬の省エネコンテストを開催
		5.1	雨水の利用の推進に関する法律の施行	11.10 ~12	持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議を開催			4.	小型家電回収を開始
								12.14	第1回しんしろエコフェスタを開催
H27	2015	6.19	大気汚染防止法の一部改正(水銀排出に係る規制等の新設)	1.22	レッドリストあいち2015を策定	10.23	新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱制定	4	廃食用油回収を開始
		7.17	2020年以降の温室効果ガス削減に向けた「日本の約束草案」を決定					12.6	第2回しんしろエコフェスタを開催
		11.30	気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)を開催(於パリ)、パリ協定を採択						
H28	2016	3.30	水質汚濁に係る環境基準の一部改正(生活環境の保全に関する環境基準に底層溶存酸素量の追加)	10.31	「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定	3.4	新城市公共施設等における省エネルギー及び再生可能エネルギー等導入促進に関する指針制定	3.9	第1回しんしろアジェンダ21会議開催
		5.13	「地球温暖化対策計画」を閣議決定					10.5	第2回しんしろアジェンダ21会議開催
		9.7	大気汚染防止法施行令の一部改正(要排出抑制施設の指定等)(未施行)					10.16	第3回しんしろエコフェスタを開催
		9.26	大気汚染防止法施行規則の一部改正(水銀排出規制)(未施行)						
		10.14	モントリオール議定書第28回締約国会合(MOP28)を開催(於キガリ)、同議定書の改正を採択						
		11.4	「パリ協定」発効						
		11.8	日本政府が「パリ協定」を締結						
H29	2017	5.19	土壌汚染対策法の一部改正(土壌汚染状況調査実施対象地の拡大等)	3.31	「愛知県廃棄物処理計画(平成29-33年度)」を策定	3	新城市しんしろ斎苑長寿命化計画を策定	11.19	第4回しんしろエコフェスタを開催
		6.16	廃棄物処理及び清掃に関する法律の一部改正を公布(廃棄物の不適正処理への対応強化等)	3.31	「あいち地域循環圏形成プラン」を策定				
		8.16	水銀に関する水俣条約の発効	6.27	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第8次総量削減計画)を策定				
		10.25	土壌汚染対策法施行令の一部改正	6.27	水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の告示				
		12.27	土壌汚染対策法施行規則の一部改正						
H30	2018	6.13	気候変動適応法公布	2.5	「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定	3.12	新城市エネルギービジョン策定	4	家庭系可燃ごみの祝日収集を開始
		7.4	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正(代替フロン製造の許可、輸入の承認)	10.19	愛知県地球温暖化対策推進条例公布				
		12.1	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の改正(企業間の連携強化、荷受け業者の取組強化)						
H31 (R1)	2019	5.17	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正	8	愛知県分別収集促進計画(第9期)を策定	6.5	新城市ごみ処理基本計画及び新城市災害廃棄物処理計画を策定	4.1	資源集積センター敷地内粗大ごみ受入場所の運用開始
						3	第2次新城市環境基本計画の策定	4	新城市し尿等下水道投入施設の稼働開始
								7.5	第9回中部環境先進5市サミットin新城を開催
								11.23	かんきょうの学校を開催
R2	2020	10.26	菅首相(当時)による「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする」との所信表明演説	2	第5次愛知県環境基本計画策定	3	新城市地球温暖化防止実行計画(第3次計画)策定	11 12	かんきょうの学校を開催(展示イベント)
				2	あいち生物多様性地域戦略2030策定	3	第2次新城市森づくり基本計画策定		
						3	新城市環境行動計画策定		

年	西暦	国(国連等の動きを含む)		県		市(条例・計画など)		市(環境事業及び清掃事業の沿革)	
R3	2021	6. 2	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正(2050年カーボンニュートラルを含む地球温暖化対策の「基本理念」規定追加等)(施行6.2、全面施行2022.4.1)	2.12	第5次愛知県環境基本計画策定			2	公用車電気自動車(リーフ)導入
				2.15	あいち生物多様性戦略2030策定				
		6.11	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の公布(施行2022.4.1)	3.19	ブルーデータブックあいち2021作成				
		10. 4	環境影響評価法施行令の一部改正(対象となる風力発電所の規模変更)	3.23	あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン策定				
		10.22	地球温暖化対策計画、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略及び気候変動適応計画を閣議決定	10.29	愛知県環境影響評価条例施行規則の一部改正(対象となる風力発電所の規模変更)(施行 10.31)				

新城市環境基本条例

(平成 18 年 3 月 27 日条例第 53 号)

近年、環境問題に対する不安感がいままで以上に高まっています。それは、廃棄物の増大や大気汚染、騒音、生活排水による水質汚濁など身近な問題から温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題が極めて深刻になっているという認識に基づくものです。この状況を放置すると、生活環境の悪化にとどまらず地球全体の存続が危うくなります。

こうしたことから、これまでの物質的豊かさの追求に重点を置く考え方や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動とライフスタイルを見直そうという動きが始まっています。かけがえのない自然環境を保全するとともに、それと調和した持続可能な循環型社会を築いていこうとするものです。これは、地球上の全人類に課せられた使命です。

したがって、わたしたちは毎日の事業活動と日常生活における環境への負荷を軽減するとともに、良好な地球環境を将来の世代に引き継いでいく施策を策定し、すべての市民の参加と協働により環境の保全と創出を進めます。その指針として、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民および事業者の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全と創出に関する基本的事項を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球全体または広範な部分の環境に影響をおよぼす事態に対する環境保全で、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保になることをいいます。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下によって、人の健康や生活環境に被害が生じることをいいます。

(基本的な考え方)

第 3 条 環境の保全と創出は、自然生態系を維持し充実しながら、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を築くことをめざして行わなければなりません。

2 環境の保全と創出は、地球規模で考え、地域に根ざした活動を確実に進めることにより、わたしたちをとりまく環境が良好な状態で将来の世代に引き継いでいくよう行わなければなりません。

3 環境の保全と創出は、すべての事業活動と日常活動において、またすべての主体の公平な役割分担のもとに、自主的に、しかも積極的に取り組むことによって行わなければなりません。

(市の責任と義務)

第 4 条 市は、次に掲げる事項の施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

(1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、適切な排水処理、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資源の保全、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関係すること。

(2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全と整備、緑化、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関係すること。

(3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関係すること。

2 市は、事業計画を立案したり事業を実施するときは、この条例の基本的な考え方に従って行います。

(市民の責任と義務)

第 5 条 市民は、日常生活において環境の保全と創出に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

2 市民は、日常生活から排出される廃棄物の徹底した減量と分別、生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

3 前2項のほか、市民は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(事業者の責任と義務)

第6条 事業者は、事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮しつつ環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

3 事業者は、事業活動により公害を発生させ自然生態系を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償するとともに原状回復しなければなりません。

4 前3項のほか、事業者は市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

(環境基本計画)

第7条 市は、環境の保全と創出に関する施策を総合的、計画的に進めるため新城市環境基本計画（以下「環境基本計画」といいます。）を定めます。

2 環境基本計画には、将来の望ましい環境像を明らかにするとともに、それを実現する事項を定めます。

3 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、市民と事業者などの意見を聞くとともに、その参加を求めます。

4 環境基本計画を定めたとき、また変更したときは、できる限りはやく公表します。

5 環境基本計画を定めるとき、また変更するときは、他の計画との整合を図ります。

6 他の計画を定めるとき、また変更するときは、環境基本計画との整合を図ります。

(年次報告)

第8条 市は、市の環境の現状や環境の保全と創出に関する施策などについて年次報告を作成し、これを全市民はじめ市内外の利害関係者に公表します。

2 年次報告を公表した場合、それに対する市民及び事業者の意見を聞くこととします。

(環境教育)

第9条 市は、市民が環境の保全と創出の大切さについての理解を深めるために、それぞれの立場、年齢に応じて適切な環境教育が受けられるよう必要な準備をするとともに、環境学習を自発的に行うことができるような措置をとります。

(環境情報の提供)

第10条 市は、市民や事業所の環境保全と創出に関する活動が積極的に行われるよう、地球環境の保全に関する情報やその他の環境の保全と創出に関する情報を市の広報等により適切に提供します。

(環境施策への市民意見などの反映)

第11条 市は、環境施策を策定するときは、積極的に市民および事業者などの意見をきき、その取組内容に反映することとします。

(市民活動などの支援)

第12条 市は、市民、事業者およびこれらで組織する団体が行う環境の保全と創出の自発的活動に対し、積極的に支援します。

(市民などの参加)

第13条 市は、環境の保全と創出の施策を進めるため、市民や事業者などの参加を求めるとともに、その他の必要な措置をとります。

(環境審議会)

第14条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、新城市環境審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。

(1) 環境の保全と創出に関する基本的事項や重要事項

- (2) 環境基本計画を定めるときと変更するときの意見に関する事項
 - (3) その他環境の保全と創出に関して市長から意見を求められた事項
 - 3 審議会は、10人以内の委員で組織します。
 - 4 委員は、生活環境、自然環境、地球環境の問題について知識や意見を持っている方の中から、市長が委嘱します。
 - 5 委員の任期は2年で、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。ただし、再任をさまたげるものではありません。
 - 6 審議会には、会長と副会長を置き、委員の中から互選します。
 - 7 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となります。
 - 8 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理します。
- (推進と調整合体制の整備)
- 第15条 市は、環境の保全と創出に係る施策を総合的に進めるため、環境問題を調整する会議を設置するなど必要な体制を整備します。
- (広域的連携)
- 第16条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国際機関、国、県や他の市町村及び民間団体などと協力して、その推進に努力します。
- (委任)
- 第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例

平成24年12月20日

条例第55号

東日本大震災とこれを起因とする福島第一原子力発電所における事故により、エネルギーの在り方について日本社会全体に大きな枠組みの転換が求められることになりました。

エネルギーは、私たちの生活や経済活動のために必要不可欠なものです。世界的な人口増加や発展途上国の経済発展等を考えると、現代文明の枠組みのままでは、今後、更に大量のエネルギー資源が必要になることは間違いありません。しかしながら、現在の主要エネルギーである化石燃料には限りがあり、それを大量に使用することは気候変動を進ませることになります。一方、原子力発電についていえば、それがはらむ巨大なリスクが明るみに出た今日、これまでの政策を続けることは不可能に近いと言わざるを得ません。

そこで、まず私たちは、市民一人ひとりが省エネルギーに努め、その使わないエネルギーを積み上げていく市民節電所プロジェクトに取り組んできました。こうした省エネルギーのまちづくりの推進と併せ、太陽光、水力、バイオマス等の地域資源を利用した再生可能エネルギーを早期にかつ飛躍的に普及し、持続可能で豊かな社会への転換を目指すため、ここに新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、省エネルギーのまちづくりの推進及び地域固有の資源である再生可能エネルギーの活用に関し、市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者の役割を明らかにするとともに、再生可能エネルギー導入による地域経済の活性化につながる取組を推進し、地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業を営む者をいいます。
- (3) 再生可能エネルギー事業者 市内で再生可能エネルギーの活用事業を営む者又はこれから営もうとする者をいいます。
- (4) 省エネルギー エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいいます。
- (5) 再生可能エネルギー 太陽光、水力、バイオマス等エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条に定めるものをいいます。

(基本理念)

第3条 地域に存在する再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は、次のとおりとします。

- (1) 市、市民、事業者及び再生可能エネルギー事業者は、相互に協力して、再生可能エネルギーの積極的な活用にあつめるものとします。
- (2) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域固有の資源であり、経済性に配慮しつつ活用されるものとします。
- (3) 地域に存在する再生可能エネルギーは、地域に根ざした主体が、地域の発展に資するように活用されるものとします。
- (4) 地域に存在する再生可能エネルギーの活用にあつては、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用法に努め、地域内での公平性及び他者への影響に十分配慮するものとします。

(市の役割)

第4条 市は、地域社会が持続的に発展するように、前条の基本理念に沿って積極的に人材を育成するとともに、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に向けた支援等の必要な措置を講ずるものとします。

2 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用について、市民及び事業者の理解を深めるため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとします。

3 市は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの積極的な活用にあつめるものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用についての知識の習得と実践に努めるものとします。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとします。

(再生可能エネルギー事業者の役割)

第7条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の基本理念に沿って効率的なエネルギー供給に努めるものとします。

2 再生可能エネルギー事業者は、地域の土地が有する資源及び環境の役割が将来にわたり果たされることに配慮しつつ、その活用に努めるものとします。

3 再生可能エネルギー事業者は、施設における発電状況等のデータについて、ホームページ等で公表に努めるものとします。

(再生可能エネルギー導入状況等の公表)

第8条 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギー活用施設の普及に向けて、数値目標を明示した計画を策定するものとします。

2 市は、計画の進捗状況について、毎年市民に公表するものとします。

(連携の推進等)

第9条 市は、省エネルギーのまちづくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に関し、市民、事業者、再生可能エネルギー事業者、大学、研究機関等(以下「市民等」といいます。)と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとします。

2 市は、市民等と共同して行う再生可能エネルギーの導入の促進に関し、基本的な方針を別に定めるものとします。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

附 則(平成26年9月26日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行します。

新城市市民協働部環境政策課
「新城市環境報告書」係 行

令和 年 月 日

〒□□□-□□□□

ご住所

ふりがな

お名前

電話番号

FAX

メールアドレス

アンケートにご協力ください。(□にチェックを入れてください。)

ア.「新城市環境報告書」(令和4年度版)は見やすいですか

☐見やすい

☐普通

☐見づらい

イ.「新城市環境報告書」(令和4年度版)の内容についてお教えてください

☐充実している

☐普通

☐物足りない

ウ.新城市の環境施策をどう評価されますか

☐評価できる

☐普通

☐不十分である

ご意見・ご要望等(本書内容および本市の環境施策等についてご記入ください)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

※ 書ききれない場合は、裏面をご利用ください。

ご協力ありがとうございました。

新 城 市 環 境 報 告 書

発行 新城市

編集 市民協働部 環境政策課

〒441 - 1392

愛知県新城市字東入船 115 番地

電話 0536-23-7690 FAX0536-23-7047

E - mail e-seisaku@city.shinshiro.lg.jp